

令和4年第4回天城町議会定例会議事日程（第2号）

令和4年12月14日（水曜日）午前10時開議

開議

- 日程第1 一般質問  
久田 高志 議員  
武田 正光 議員
- 日程第2 議案第62号 天城町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例について 町長提出
- 日程第3 議案第63号 天城町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について 町長提出
- 日程第4 議案第64号 夢と希望の上原勇一郎奨学基金条例の一部を改正する条例について 町長提出
- 日程第5 議案第65号 徳之島地区介護保険組合理約の一部を改正する規約について 町長提出
- 日程第6 議案第66号 令和4年度天城町一般会計予算補正（第6号）について 町長提出
- 日程第7 議案第67号 令和4年度天城町国民健康保険事業特別会計予算補正（第3号）について 町長提出
- 日程第8 議案第68号 令和4年度天城町介護保険事業特別会計予算補正（第4号）について 町長提出
- 日程第9 議案第69号 令和4年度天城町徳之島ダム小水力発電特別会計予算補正（第3号）について 町長提出
- 日程第10 議案第70号 令和4年度天城町水道事業会計補正予算（第3号）について 町長提出
- 日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査について 議会運営委員会
- 日程第12 各常任委員会の閉会中の所掌事務の継続調査について 各常任委員会  
閉会

1. 出席議員（13名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	平岡寛次君	2番	喜入伊佐男君
3番	吉村元光君	4番	奥好生君
5番	昇健児君	6番	大吉皓一郎君
7番	久田高志君	8番	秋田浩平君
9番	上岡義茂君	11番	武田正光君
12番	前田芳作君	13番	平山栄助君
14番	柏井洋一君		

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 柚木洋佐君      議会事務局書記 實村健太君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	森田弘光君	教育長	院田裕一君
教委総務課長	豊島靖広君	会計課長	中村慶太君
社会教育課長	和田智磯君	くらしと税務課長	関田進君
企画財政課長	福健吉郎君	けんこう増進課長	碓本順一君
建設課長	宮山浩君	水道課長	野村秀行君
農業委員会事務局長	芝健次君	農政課長	山田悦和君
農地整備課長	大久明浩君	長寿子育て課長	森田博二君
商工水産観光課長	中秀樹君	選挙管理委員会書記長	米田俊朗君
総務課長補佐	宇都克俊君		

△ 開議 午前10時00分

○議長（柏井 洋一議員）

おはようございます。これから本日の会議を開きます。  
直ちに本日の日程に入ります。

△ 日程第1 一般質問

○議長（柏井 洋一議員）

日程第1、一般質問を行います。

議席番号7番、久田高志君の一般質問を許します。久田議員。

○7番（久田 高志議員）

おはようございます。早速ですが、先般の通告に従い、一般質問を行います。

まず、1項目め、教育行政について、夢と希望の上原勇一郎奨学資金の募集要項の変更理由及び募集状況、選考基準等についてどのようになっているか。

2項目め、高齢者福祉について、高齢者が安心して暮らせる住宅、シルバーハウジングの建設に向けた協議等はされているか。

3項目め、建設行政について、町営住宅管理状況及び周辺環境整備についてどのように考えているか。

4項目め、医療対策について、島外治療旅費助成事業の利用状況と課題、改善点等はないか。

5項目め、行政サービスについて、お悔みコーナー（窓口）の創設について検討できないか。

6項目め、政治姿勢について、本町における選挙の在り方についてどのように考えているか。

以上、6項目、6点について質問いたします。執行部の分かりやすい、責任ある答弁を求め、1回目の質問を終わります。

○議長（柏井 洋一議員）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田 弘光君）

おはようございます。それでは、久田議員のご質問にお答えいたします。

1項目め、教育行政につきましては、教育長のほうからお答えいたします。

2項目め、高齢者福祉について、その1、高齢者が安心して暮らせる住宅、シルバーハウジングの建設へ向けた協議等はされているのかということでございます。

お答えいたします。

シルバーハウジング計画につきましては、関係課から成ります部会を2回開催いたし、また先進地視察を行い、協議話合い（いわゆる勉強会）を進めてまいりました。

今後は、関係課だけでなく外部の福祉機関等にも協議に参加していただき、外部の話も取り入れながら、シルバーハウジングの導入について慎重に検討してまいりたいと考えております。

3項目め、建設行政について、その1、町営住宅管理状況及び周辺環境整備についてどのように考えているかということでございます。

お答えいたします。

令和4年12月1日現在、町営住宅の管理戸数が352戸ございます。そのうち、入居戸数が313戸、空き家戸数が37戸でございます。

空き家のうち、取壊し予定である政策空き家が23戸、改修事業や大規模改修予定の空き家が10戸、改修中の空き家が2戸、入居決定済み空き家が2戸となっております。

環境整備につきましては、木の伐採などは町が行い、また団地周辺の除草や清掃などを入居者に管理していただき、環境維持に努めております。

また、ブロック塀などの破損、また劣化なども、緊急性を踏まえ修繕及び補修を行ってまいりたいと考えております。

4項目め、医療対策について、その1、島外治療旅費助成事業の利用状況と課題、改善点等はないかということでございます。

お答えいたします。

先日、大吉議員にもお答えしたところでございますが、島外治療旅費助成事業は、令和2年度から事業を開始し、利用状況は、令和2年度が助成件数47件、助成金82万2千285円、令和3年度が111件、助成金175万7千560円、令和4年度が12月2日時点で87件、助成金142万695円となっております。

課題、改善点等につきましては、現在、利用者から申請時に医療機関からの入院・通院証明書を提出していただいておりますが、この費用が個人負担となっているため、今後は証明書に要する費用についても経済的負担の軽減を図る観点から制度の改善、拡充について検討し、町民の皆様へ寄り添った事業を実施してまいりたいと考えております。

5項目め、行政サービスについて、1、お悔みコーナー（窓口）の創設について検討できないかということでございます。

お答えいたします。

戸籍窓口において死亡届を受理した際には、ご遺族様に各種手続の必要書類と窓口のお知らせをお渡ししております。

関係各課では異動通知を基に情報を共有し、ご遺族が必要な手続をスムーズに行えるよう連絡を取り合って対応しております。お悔みコーナーのサービスと同様の対応ができていると考えているところでございます。

6項目め、政治姿勢について、その1、本町における選挙の在り方についてどのように考えているかということでございます。

お答えいたします。

選挙は町民が政治に参加する最大の機会であり、民主主義の根幹をなすものであると認識しております。よって、町民の皆様から頂く様々なご意見やご要望は、町民の意思により選出された代表者により町政に反映されていくものだと考えております。

また、選挙権年齢の引下げにより18歳から投票できるようになりました。多くの若者が政治への関心を持ち、様々な課題について個人の意思を示すことができる時代となってまいりました。

町民の皆様が政治に関心を持ち、町民と協働の暮らしやすい町づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上、久田議員のご質問にお答えいたしました。

#### ○議長（柏井 洋一議員）

次に、教育関係の質問に対し、答弁を求めます。

#### ○教育長（院田 裕一君）

おはようございます。それでは、久田議員のご質問にお答えいたします。

1項目めの教育行政について、その1、夢と希望の上原勇一郎奨学資金の募集要項の変更理由及び募集状況、選考基準等についてどのようになっているかということでございます。

お答えいたします。

上原勇一郎氏の浄財のご寄附により、平成27年度より運用してまいりました。今後の継続的・安定的な運用のために、今年度より募集要項の一部変更を行い、現在、募集を開始しております。奨学資金を希望する生徒の在籍する学校との連携を密にしながら、上原氏の思いを考慮し、選考委員会にて決定してまいりたいと思っております。

以上でございます。

#### ○7番（久田 高志議員）

それでは、1回目の答弁をいただき、順次質問を続けてまいりたいと思っております。

まず、1項目め、教育行政について、ただいま答弁がございました、夢と希望の上原勇一郎氏の浄財によりますこの奨学資金の要項が今年度より変更されており、少し中身を確認してみたいと思ったところでございます。

まず、最初に確認してみたいんですけれども、令和3年度までの要項は有効ということによろしいんでしょうか、そこも全て過去に遡って全部変更するということなんですか。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えいたします。

令和3年度までの募集要項は、有効ということで認識しております。

○7番（久田 高志議員）

であれば、その要項自体変更すると、どんどん更新されて変わっていきますので、ぜひこの令和3年度までの要項、また令和4年度からの要項という形で、別々な要項を定めておかないと恐らく、後で触れますけれども、将来的にいろいろな不具合が出てくるような気がいたしております。1回目の答弁で、3年度と4年度は別物だということで、そこは認識をさせていただきます。

それと、この変更状況、この学校あたりに配布されている募集要項の中では、募集期限が12月20日と、あと僅か10日足らず、もったいないですね。1週間ぐらいのこの状況の中で、今日現在で結構でございます。大体募集で何名ぐらい来ていて、高校、大学進学、何名ぐらいの募集が来ているのか、お尋ねします。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えいたします。

12月7日現在で問合せが8件、申請書を直接受け取りに来られた方が2件いらっしゃいました。学校のほうには11月22日に募集要項を送付させてもらっております。

○7番（久田 高志議員）

高校と大学。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

今のところ大学等の問合せと聞いております。

○7番（久田 高志議員）

各学校からの取りまとめは、まだされていないということで、それは、提出はいつ頃までになるんでしょうか。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えいたします。

各学校からは推薦書をつけていただいて、本人が申請を提出することになってお

ります。

○7番（久田 高志議員）

それが12月の20日で締切りということによろしいわけですね。

要項の変更の点について、ちょっと触れていきたいと思いますが、まずこの募集人数、「高等学校等（島外に限る。）」というふうに出ているんですけど、これはどういった理由なんですか、島外の高校への進学を推奨することなんですか、島内の高校の存続にも関わってくると思うんですが、その辺はどのようなことを考えてこういうことを加味されたのか、お尋ねしたいと思います。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えいたします。

こちらのほうに「島外に限る。」と記載させていただいた分につきまして、今までの実績がないことと、あと入学準備金、島外に行くときには旅費等もかかります。その他いろんな面での費用がかかりますので、「島外」というふうにさせていただきました。これは町の育英奨学資金についても、このように記載させてもらっておりますので、統一を図るということで、このようにさせていただいております。

○7番（久田 高志議員）

町の育英奨学資金も島外のことに限ると言われましたら、それ相応の学費が島内でもかかるんですが、私立学校等であればですね。よっぽど特待制度とかを活用しなければ、奨学金なしで困る方はいらっしゃるんでしょうかね。

だから、そういったところも考えて、これはあくまでも準備資金なんですけど、通常の育英奨学金も同様の扱いをしているという答弁でしたので、非常に気になるところでございます。この辺は、やっぱりもう少し地元の高校に配慮した要項を今後検討するべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

ただいまのご意見ありがとうございます。持ち帰り、課のほうで検討をさせていただきますと思います。

○7番（久田 高志議員）

それでは、今度、卒業後の大学等、これは、以前は2千万の範囲内ということで、おおよそ100万であれば20名程度まではできたと思うんですが、今後の運用に向けて5名に絞るということは仕方のないことなのかなと思うところでございます。

ところが、またこれ気になるのがこの選考基準、1回目の答弁でもちゃんといただいているんですけど、上原氏の思いを考慮しということは、上原氏本人に、後で出ていますけれども、感謝の気持ちや今後の決意等を作文ですか、A4サイズ、

400字程度というふうに要項が変更されておりますが、そういったものを提出して、上原氏の意向も尋ねることなんでしょうか。

**○教育長（院田 裕一君）**

私のほうからお答えさせていただきます。

上原氏は、本当にこの高い志を持ったというか、本当にこれからの島の子供たちのそういう夢を応援したいというふうな思いがあります。

それで、上原氏に送って、上原氏が選考という、そういうことではありません。お金をというか、入学準備金として上原勇一郎氏のそういう浄財を使わせていただくということで、最初にお借りするときには、こういうふうな自分は人生を歩んでいきたいので、こんなところに行って、こういう勉強をしたいというのと、また今までほとんど我々としてしていなかったところが途中経過というか、例えば卒業するときに、上原氏のこういうお金で私はこういうふうに今なっていますとか、そういうふうなお返しをするというところは私たちが今までちょっと足りていなかったところだと今感じておりますので、そういうところを含めて、上原氏の思いということで今しているところでございます。

以上です。

**○7番（久田 高志議員）**

上原氏には、本当に感謝をするところでございます。多くの浄財のご寄附があって、この島を離れてでも進学できるきっかけづくりには、大いに貢献していただいているものと思っております。

ところが、今年度この5名に絞るに当たり、あえて質問を出していただいたのが選考基準なんです。どうしても明瞭、明確な選考基準がなければ、その高い志というものの文言だけでは、誰もがそこを推しはかることはできないわけです。思いだけで選ぶようじゃ、もし定数を超えて除外される子供たちが納得できる理由でなければいけないと思うんです。

今後の高校生活にも大きな影響が出てくると思うんですけれども、そういった基準がどのように制定されているか、お尋ねをしたいところなんです。

**○教委総務課長（豊島 靖広君）**

お答えいたします。

選考基準につきましては、学校からの推薦書、また本人の出していただく書類、そして町税の完納証明書等、ここの辺りを総体的に選考委員会で諮り、決定をし、申請をいただいたご本人様に納得のいけるような回答をさせていただきたいと考えております。

**○7番（久田 高志議員）**



そういった基準では、恐らく納得、誰もできないと思うんですよ。特に、時期が時期なので、非常に気にするところなんです。後で触れますけれども、その選挙の影響があるとかないとか、そういった誤解を生むような可能性がある時期ですので、やはりしっかりと選考基準を定めるべきであると、例えば学校から推薦書が来るに当たれば成績、そして家族の所得とか、要は富裕層と言われる方々をどう対処するのか、例えば子供たちの学校の出席日数とかを基準にするのか、遅刻、早退の回数とかを基準にするのか、あとはまた家族構成ですよ。多子世帯であるとか独り親であるとか、そういった成績が並んできたりしたときのそういった選考基準をしっかりとつくりたいといけないという思いでございます。

また、先ほどありました町税の滞納、これはもちろんあってはならないことなんですけれども、親御さんが税金を払えないような状況で、困窮されているところの子供さんは、まず除外されるかという、そこも私はちょっと違うのではないのかなと、そこはすみ分けをちゃんとしていかないといけない部分じゃないのかなと思うんですが、もう時間はないですけれども、その選考基準をポイント形式で、例えば成績で、1から5の間で何ポイント何ポイント、そういったしっかりと数字で見えるような形で選考していかないと、誤解が生まれてくると思うんですが、その辺に関してはいかがでしょうか。

#### ○教育長（院田 裕一君）

大変にありがとうございます。先ほど課長のほうから少しはっきりしたお答えができなかったものですから、一応学校長が出す推薦調書のところに、今、議員がおっしゃったような、例えば今までは3年間のトータルの成績というふうな感じで、すごく3年間の成績とかいうと、担任は3年生の担任ですので、そのときしか見えませんので、1年生のときどうだった、2年のときどうだった、3年のときどうだったとか、あと本当に出席日数が何日あって、欠席が何日あったと、早退とか遅刻とか、そういうことをしっかり学校のほうからはきちっと頂くように、今までよりももっと鮮明に分かるように、そしてなおかつ推薦の所見として本人や家庭等の状況、今、久田議員がおっしゃったようなそういうふうな、本当にこの子にはこういうところを配慮してほしいというふうな、学校のほうからそういうのがあれば、私たちもしっかりそこには対応していきたいなと思っております。

以上でございます。

#### ○7番（久田 高志議員）

ぜひそういった形で、決して誤解や疑わしいような話が出ないように、それこそ公平公正な視点で、ポイントをつければ点数理由がちゃんと出てくるはずなので、そういったポイント制度でちゃんと評価をしていただきたいと申入れをしておきま

す。

そして、あとこの選考の中で貸与額、10万単位となってきたんですけども、これはどういった、その本人が申請する金額に対して上限100万まで、50万で大丈夫という方は50万という形でもよろしいのでしょうか。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えいたします。

今、久田議員からのご質問のとおりでございます。

○7番（久田 高志議員）

はい、分かりました。

それでは、この上原氏の奨学金のなぜここが変更されたのか、一番気になるところでございます。返還の免除、令和3年度までは、「申請書の提出により、貸与を受けた者が死亡したとき又は天城町に3年以上継続して居住し選考委員会が免除を決定したとき」という文言が、この「死亡したとき」の後の「又は」からが今回削除されているんですが、これはどういった理由なんですか。

○教育長（院田 裕一君）

10月の初めに、私、町長とご一緒に、上原氏のところにご挨拶をさせていただきました。その後、いろいろやり取りがありまして、上原氏は、この浄財を継続的に回してほしいというようなことがありました。

ですので、例えばお亡くなりになったりとか、何か大きな災害が起きて、どうしてもお金を返すことができないというふうに判断した場合は、そこは致し方ないというふうなことで、でも、そこはその後、町のほうから補填をすとか、そういうふうに、とにかく1億1千万は常に回していくというふうなことが一番の上原氏の思いでした。

それで、今の島に帰ってきて3年、これは多分そのときの、どうしてそういうふうになったのか、我々もいろいろ調べてはいるんですけども、定住を促進したいと、何か身につけて島に帰ってきて、島の貢献をしたいというふうな思いでそういうふうなのができるのではないかなと思ってはいるんですけども、それをすると、どうしてもお金が、結局免除になってしまうと、その補填をしないといけない。

例えば、頑張っって向こうで勉強して島に帰ってきて、例えば公務員になって働いていると、その方々もじゃ免除なのとか、そういうところを含めると、返すというのが原則ではないかなということでこういうふうなことになりました。

以上でございます。

○7番（久田 高志議員）

そこを言われてくると、ほかの政策との矛盾が生じてくるんですよ。後でまた触

れますけれども、要は帰ってきて、島で頑張っていたきたいという思いからこの免除規定というものがあつたわけで、そしてこの浄財から貸し出したお金、それを免除して補填するのは、町がすべきことだと私は思っております。勉強して、それはよっぽど理由ないと、島に帰ろうとしないですよ、今どきの子供たち。

そういったところに、一つのきっかけをつくってあげる。多分、帰ってきたら返さなくていいよう帰ってきた子供たちだっていると思うんですよ、今現在。今後もそういった一つのきっかけとしては、やはりここだけは残しておいてあげてほしいかなと、これそこをそう言い切ると、後で多分困ってくると思うんですが、町長、この辺に関してはどうお考えでしょうか、予算立てできないものなんでしょうか。帰ってきて免除するかしないかは、また免除規定は選考議会で、またつくればと、もちろんあるはずなんです。そういったことを含めて、いかがお考えでしょうか。

#### ○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

上原氏とは面談をして、今、教育長のおっしゃったような意向は確認したところでございます。あとまた、その免除規定ですけれども、そこにはやむを得ない方々もいらっしゃいます。

また、いろんな島に帰ってきて、しっかりとした収入もある、そしてまたそういう自分がお世話になった基金ですので、また皆さん方に貢献したいというような方々もいらっしゃるだろうというのがこれまでの議論の中でのお話であります。

そういう中で、また免除をする場合は選考委員会の中で、またこの方は免除するのが適当であるということもありますので、100%無条件に免除することではなく、ある程度お返しをしたいというような高い志を持った若い人たちもいらっしゃるというお話もありますので、そこについては、これから始まったばかりですので、対応していければなと思っております。

また、今実際、今回2千万円補填をしていただくわけでありまして、これは今のままでいけば、また7年目からは、また資金が枯渇するというような状況も生じるという報告を受けております。これをしっかりと継続的・安定的に運用していくということの中で、やはり子供たちが頑張っていく、そしてまた定住が可能となるような、そういった運用ができればと私は考えております。

#### ○7番（久田 高志議員）

町長、答弁がちょっとかみ合っていないような気がするんです。要は、次の方々に戻して使っていただきたいという方々は、免除申請をしないはずなんです。免除の申請をされないと思います。そういった思いのある方々はですね。

そして、この選考委員会の選考基準がしっかりしていれば、無条件で全部って書いていないんですよ、以前も。3年間住めば全額免除とかも書いていないわけです。

ただ、そういったところをしっかりと、選考委員会の選考基準も明確にしとくべきであつたらうし、それは今すぐでもしておかないと、3年経過される方々もいらっしゃるんじゃないですか、島に帰ってきて。

だから、そういったところ、今から免除申請も出てくる可能性があるわけです。

そして、これがすらすらと消えていて、いずれ皆さんが退職されて離れていった後には、この免除規定があつたのかなかつたのか、分からなくもなってくるわけですよ。

だから、今後に向けても、町長、今そこでお話しされていることも聞こえています。もちろん、3年度まで有効だと分かっているんです。

ただ、4年度以降もその制度として残しておいて、しっかり思いがある方々は免除申請をしないでしょう。免除申請が上がってきたときにどう対処するかは、選考委員会でしっかり基準を定めて、免除するのもしないのか、でも、島に帰ってくる一つのきっかけづくりには必要だと思っているからこういった質問をしているんですが、いかがでしょうか、町長。

#### ○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

今、議員のおっしゃっているような、そのお子さんたちの状況というものをしっかり加味しながら、対応していくという姿勢には変わりはありません。

また、そこについて、またもしかしたら要らないという人もいるでしょうというお話等も今あつたわけですけども、そこについては、また不確定なところ、またそこには、また免除するということでは、またこれから町の財源を入れていかないといけない状況も生じてまいりますので、そこについては、また今教育長のお話のように、選考委員会の中でしっかりとした基準をつくりながら対応していければというふうに私は考えております。

#### ○教育長（院田 裕一君）

今の返還の免除が「災害、疾病その他正当な理由のため奨学金の返還が困難となった者」、そしてまた「町教育委員会がやむを得ない事情があると認めた場合」ということで、今実際、今現在、借りている中で、今、免除になった方が1人ですか、亡くなったということ。

あとは、今、議員がおっしゃるように、今後返還免除の申請があるかないかというの、ちょっと来年あたり来たときに見てみないと分かりませんが、そういうふうにぜひ返したいというふうな方々の思いが強ければ、また今、町長がおつ

しゃったように、今の返還の免除のところをまたしっかり見直していくというところが必要なかなと思っております。

以上です。

**○7番（久田 高志議員）**

すみません。答弁が全く違う方向に動いているような気がします。町長が言われたんですよ。次の人たちに、頑張って返して、使ってほしいという方々もいるだろうと、であれば、そういう方々は、そういう免除の申請はしてこないでしょうと、そういう方々はしてこないんです。

今言われているのは、結局そういう方がいたらという、その答弁が全くかみ合っていないんです。そういう思いのある方々は、免除の申請をしてこないでしょうし、まだこの島の所得では生活が厳しい、そういった方々が出てきたときには、免除の規定をつくっておいてあげるべきじゃないのと、そういったことをしていただいて、島に帰ってくるきっかけをつくっていただければ、何というんですか、少しでもこの島に帰ってくるきっかけづくりになるんじゃないのかなということをお願いしているんですが、もう一回答弁いただいてもいいですか。

**○町長（森田 弘光君）**

お答えいたします。

教育長がお答えしていますように、選考委員会の中で万やむを得ない、そういったいろいろなことがあるということについては、また配慮する必要があると私は考えております。

**○教育長（院田 裕一君）**

今、議員がおっしゃっているところ、そこは規則で変えられるところでございますので、また町長が今答弁したように、我々としても、またもう少し、またしっかり精査していきたいなと思っております。

**○7番（久田 高志議員）**

精査というよりか、すっきりとここの部分はのせておいて、選考委員会の免除規定をしっかりとつくるべきだと思っておりますので、ぜひ対応のほうをお願いしたいと思います。

この奨学金、しっかりと透明性を確保して、せっかくの上原勇一郎氏の本当に温かい思いですので、この思いを踏みにじることがないように努めていただきたいと思います、なければ次の質問に行きますけれども、よろしいでしょうか、町長。

**○町長（森田 弘光君）**

もちろん、上原氏の夢と希望の子供たちを育てたいという強い希望があるわけがありますので、その趣旨にのっとって、この奨学資金というものは運用すべきであ

ると思います。特に、この時期が時期だというような久田議員からの発言もありましたけども、私、これまでこの選考の決定について口を挟んだこともありませんし、またしっかりとそういう公平な立場はこれまでどおり、またこれからも堅持していきたいと思っております。

#### ○7番（久田 高志議員）

はい、分かりました。付度機能が働かないように、ちゃんと分かりやすくしていただければ、全然問題ないと思います。

それでは、続いてシルバーハウジングの建設へ向けた協議、これは率直に感謝を申し上げたいと思います。関係課から成る部会を2回開催し、先進視察を行いと、協議が進められているということでございます。先進地、どういったところを視察されたのか、どういった協議がなされているのか、その辺をお尋ねしてみたいと思います。

#### ○建設課長（宮山 浩君）

お答えいたします。

久田議員のほうから、令和4年2回定例会と令和4年3回定例会のほうで質問いただき、検討するとばかり答えて、先に進んでおりませんでした。すみませんでした。その9月議会の後、10月に1度、関係課、総務課長、けんこう増進課長、長寿子育て課長と私と、あと担当のほうと、少しこの内容と、あと徳之島町にシルバーハウジングの建物がございます。その計画書とか、少しだけ勉強いたしました。

その後、先週です。住宅管理の補佐と建築の担当のほうで鹿屋のほうに行かせていただいて、少し規模が大きいんですが、2ヶ所ありましたので、いろんな話を聞いてきました。

その後、また持ち帰って、先週の金曜日に総務課長、企画財政課長、けんこう増進課長、長寿子育て課長、また商工水産観光課長と私と担当で、また視察の内容の勉強会、いろいろな方法、また問題点、今抱えている先進地の問題点、あとまた担当のほうで和泊町とか、瀬戸内とさつま町のほうから電話ヒアリングをした内容等を各課長等と協議をしました。

いろいろな面、悪い面、両方ありまして、いろいろ話は出たんですが、今後は、今言う生活援助員（ライフサポート・アドバイザー）どうするか等々、いろいろ課題があるようですので、社会福祉法人とか、あとはそういうところに、委託先の方々にもちょっと協議に入ってもらって、来年あたりは、この町のシルバーハウジング計画というのをつくっていかないと、実際の建物ができませんので、その計画の策定をどうしようかというふうなことを踏まえて、さらに勉強会を進めていきたいと思っております。

○7番（久田 高志議員）

今の答弁で、そういったこともあるかなと思います。具体的によい面、悪い面、どういったメリットがあって、どういったデメリットが想定されて、そして今後の見通し、デメリットが多過ぎて無理なのか、可能性としてまだあるのか、そういったところを踏まえて、また次の質問ともちょっと関連がありますので、ちょっとお尋ねをしてみたいと思います。

○建設課長（宮山 浩君）

メリット、デメリット、両方あります。メリットは、もちろんこのシルバーハウジングに入居される方は、日常生活、炊事、掃除等はある程度できる高齢者、単身高齢者、夫婦世帯等が入っていただくんですが、あとは緊急通報システムがあったり、見守りの生活、ライフサポート・アドバイザー（生活援助員）が巡回型なのか、そこに常駐型なのかとか、いろいろあるんですが、その生活援助員の費用も、また入居者負担になるという、今ほかの自治体はそのようにしているようです。

その生活援助員の委託先が私どもは社会福祉協議会等を考えていたんですが、夜中の通報とか、いろいろあった場合は警備会社、その辺と契約したほうがいいようなことで、ほかの市町村もそこに委託を切り替えるなど、いろいろ苦慮しているところもあるそうです。

また、その通報システムなんですが、かなり特殊な機械を入れますので、10年ぐらいして機器が壊れた場合に、抜本的な見直しで高額な修繕費、取替え費がかかっている自治体もあったようです。

その辺を踏まえて、このシルバーハウジングでいくのか、今、町がやっている高齢者住宅を、今5棟ぐらい造っておりますが、あのような形で造って、長寿子育て課の通報システムを導入したほうが無難なのか、また社会福祉協議会にそういう高齢住宅の見回りを町のほうで依頼したほうがいいのか、いろんなバージョンを考えられると思いますので、あとは建築場所、建てる場所、防災センター近辺が一番いいんだと思うんですが、また土地の確保、今ある那須Cとか、あの辺の住宅をこのシルバーに充てるのか、いろいろ問題というか、検討する課題が多くございますので、またあと1年ぐらいかけて検討したいなと考えております。

できないということではなくて、少し諸課題をクリアしないと計画もなかなか作成できないのかなと考えております。

○7番（久田 高志議員）

わかりました。緊急通報システム、これは、今、課長も答弁いただきましたけれども、確かに長寿子育て課のほうで幾つか貸出しもされている、あれは福岡かどこかでしたよね、通報先届くのがね。だから、そういったところを活用しながら、で

できれば常駐、できれば見回りでも、その辺は社会福祉協議会あたりにでも委託をすれば、さほどかかるものではないと思ったりしておりますので、ぜひ、その辺はまた検討していただきたいと思っております。

それではその次、建設行政について、町営住宅管理状況及び周辺環境整備についてということでございます。

どうでしょうか、先に関連しているところからいきましょうか。

先ほど答弁でございました、公営住宅の長寿命化計画、その那須C、令和4年、令和5年と用途廃止がなされて、その後、令和5、6でしたかね、令和5、6ですね、で建て替えが計画されているんですが、今、課長の答弁があったとおりなんですよ。もし、そのシルバーハウジングが可能であるならば、やはり那須Cのあのの上の方とか、ちょっと奥の方とか、あの辺を加味して、どちらか相談をされて、そのAコープ側への道路が確保できれば、買物で医療センター、そして社会福祉協議会も近くにある、保健センターも近い、そういったことであの一角がかなり有効だと、私はそう思っております。高齢者が住みやすい環境ですよ、買物ができて、診療所があつて、ちょっと頑張れば歯医者さんまで行ける。で、見守りをするにしても、社会福祉協議会が近いとか、そういったところをしっかりと考えて、この計画を進めていただきたいと。やみくもに、またこの那須Cに一般の住宅が建ってしまうと、今後また場所の選定に影響が出てくると思いますので、その辺いかがお考えか、お尋ねしたいと思います。

#### ○建設課長（宮山 浩君）

久田議員の言われるとおり、現計画では令和5年度、6年度、那須Cに6戸、6戸ということで、今、計画を立てております。

今、言われるように、あそこが非常にそういったシルバーハウジング的な、また高齢者住宅を建設するには、大分いい環境だと私も思います。ある程度の上り坂で、買物、病院、福祉のサービスが受けれる場所だと思っております。

必ずこのプログラムを、今すぐ今年度は書き換えられませんが、今言うシルバーハウジング計画、あるいはその高齢者、町単でも高齢者住宅の建設、その他、考えていければなと考えております。

さらに今、大和川団地をつくっておりますが、先般購入して建物を壊しておりますが、その辺にも少し余剰地がございまして、その辺を含めてその高齢者住宅、シルバーハウジング住宅の建設を入れていければなと思っております。

今、いつも言っておりますが、長寿命化計画、毎年ローリング修正しておりますので、敷地の確保とか、その計画が、新たに目新しい計画が盛り込まれれば、ここにまた活用プログラムのほうにつぎ込んで、全体戸数の確保に努めたいなと考えて



おります。

○7番（久田 高志議員）

わかりました。

多くのやっぱり高齢の方々が不安な生活をされておられますので、ぜひ、その辺はまた前向きに検討していただければありがたいかなと、また、この質問に関しまして経過を確認しながら、継続をさせていただきたいと、ごめんなさいね、さっきのだね、それは。シルバーハウジングに関しては、そう思っております。

それでは、住宅の環境整備、戸ノ木住宅、ようやく道路周りの環境の舗装がなされるようでございます。あそこも、奥、西側、今、仮に側溝に蓋をしたりしているんですけど、タイヤ切れたり、溝に落ちたり、いろいろそういった状況もございますので、側溝の蓋等もちゃんとしてあげればいいのかと思います、その辺はそれまで一緒にできないでしょうか。

○建設課長（宮山 浩君）

お答えいたします。

集落環境整備事業で、A棟、B棟、C棟の近くまで、今回アスファルト舗装をやり直します。今、久田議員が言われる西側のほうは、確かに側溝が現場打ちの3面側溝で、蓋も十分かぶさっていないところが大分あります。

今回の予算では、少し、今、厳しいんですが、今回補正でもお願いしています住宅管理費の修繕費の中で、ある程度増額の予算も、また、提出させていただいておりまして、その中でできるものがあればやりたいと思っておりますし、また、今年度予算的に厳しいのであれば、新年度その辺も考えていきたいと思っております。

○7番（久田 高志議員）

戸ノ木住宅のみならず、各住宅、やはり高齢者かなり増えてきております。足を不自由にされている方々とか、高齢の方々とか、かなりいらっしゃいますので、やはり凸凹ですね。小さな側溝、溝、ああいったところで転倒の事故が起きないようにとか、そういったところはしっかりと配慮をしていただいて、そういった環境整備に努めていただきたいと思いますと思っております。

あと、先ほどから出ております那須C、ここは我々が見ても、非常に、外から見た目だけでも、非常に劣悪な状況だと思われま。入口側に大きな木が生い茂っていたり、周りは全部ススキで囲まれていたりですね。あれをそこに居住されている方々にとというのは、ちょっともう不可能な状況だと思うんですが、その辺は結局もう放置をしておいて、出て行くのを待つとか、そういった状況なんでしょうか。

○建設課長（宮山 浩君）

確かに、上のほう、闘牛場のほうからAコープに向かう上り坂のほうの入り口に

も大きい木があって、生い茂っております。そこ、2棟あって、半分ぐらいもう居住はされて、政策空き家にしておるんですが、その木の伐採等は、さすがに入居者の方にお願ひするのは困難だと考えております。

また、教員住宅との段差、その上の住宅との斜面、その辺の伐採については、町のほうでやっております。ただ、全面的に、今、できていないのが現状でありまして、入居者のほうから先般もお願ひがあつて、一部やりましたが、まだ2、3割程度しか町でできておりません。環境的にもう少しやったほうがいいなと考えておりますので、町の方で手をかけたいと思っております。

#### ○7番（久田 高志議員）

そういったところなんですね。まあまあ選挙戦直後ですので、いろいろ言いたくないことも言ってしまうそうなんですが、ですから私どもが言っていたのは、闘牛場じゃなくて、そこをちょっと待って、こういったことを先にして行きませんかという訴えをしてたんですけれども、それはもう選挙結果ですので仕方がないのかなど。いろいろな事業に支障もないというチラシも出ておりましたので、大丈夫だと思っております。

そして、これは用途廃止、その住宅の用途廃止、入居者の退去を待って用途廃止にするというふうにならわっているんですけれども、これ、あの規模の住宅でしたら、被災地とかで使っていた仮設住宅のほうが全然程度も物もいいと思われるんですけれども、そういったものの払い下げをして、一時的に転居をしてもらって、建て替えを前倒しで進めていく。そういったことはできないんでしょうか。あれ、ちょっと本当に高齢の足の悪い方とかだと、転落とかいろいろな事故につながったり、例えばシルバーカーとかでしたら、多分通行できないですよ、あそこ。そういったところが気になるんですが、どうお考えでしょうか。

#### ○建設課長（宮山 浩君）

お答えいたします。

この中央地区の、少し戸数の大きな団地の建て替え計画に入ってきた段階で、そういう話もありまして、内々で企画財政課長とか、私のほうとか、あと何人かで、そういう方向でいけたらいいよなという話もありました。その払い下げた被災地の簡易住宅ですが、それを建設するにも、またある程度の一戸当たり800万円程度かかるんじゃないかという予測もしておるんですが、今言われるように、今の那須Cの住宅よりは環境的にもいいものができるとは考えております。まだ考えているだけで、全然前には検討は進めてはないんですが、いいアイデアだと思つてずっと考えてはいるんですが、実現には、今、至っていないところです。

#### ○7番（久田 高志議員）

もう場所を決めて何戸か、要は引っ越しをして建て替え用の一時的な、建て替えたらまた戻ってもらえばいいわけですので、そういったことを考えて、やっぱりそこは少しそういった住宅、仮設住宅でも準備をしとくべきだと思っております。

これ、住宅建設に当たっては、ほぼほぼ社会資本整備交付金でしたっけ、あれは大体どのぐらい補助率があるものなのでしょうか。

○建設課長（宮山 浩君）

補助率は、基本は50%、半分きます。その基になる金額が決められておりまして、標準建設費というのの半分をいただけるということになっておりまして、天城町で造る場合は、標準建設費を上回った工事費がかかってしまいます、どうしてもですね。その性能評価とか、公営住宅法の問題で、どうしてもそうなるんですが、ざっくり言いますと、工事費の大4体割ぐらいが国から頂ける、交付されるお金になっております。

○7番（久田 高志議員）

それ以外は、一般財源か起債を起すということですよ。だから、そういったところを先にしてほしいと、支障がないと言っていますので、その辺はぜひ進めていただきたいと思っております。

住宅建て替えについて、40%ぐらいの補助が出ると、当部につくった住宅、あれは町単でしたよね、町単ということは、もう満額町の負担ということでよろしいでしょうか。

○建設課長（宮山 浩君）

お答えします。

当部につくった住宅は、町の単独住宅でございます。また、今、那須辺りと兼久に造りました木造高齢者の住宅も、単独住宅ということでやっております。

○議長（柏井 洋一議員）

しばらく休憩します。11時10分より再開します。

休憩 午前10時59分

---

再開 午前11時10分

○議長（柏井 洋一議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

久田議員。

○7番（久田 高志議員）

それでは引き続き質問を続けてまいりたいと思います。

町単の住宅ということで、高齢者住宅等々の答弁がありました。私、気になるの

が、この当部住宅、これは総事業費はお幾らぐらいだったのでしょうか。

○建設課長（宮山 浩君）

すみません、資料が手持ちにはないんですけれども、外構を除いた建築だけで4千480万円ぐらいになっております。

○7番（久田 高志議員）

分かりました。大体、1棟2戸で4千800万円ほどだったと思います。これは、耐用年数と家賃とか、大体分かりますか。耐用年数、こっちで調べてあるので、大体分かるんですけれども。どうしますか。分かれば。

○建設課長（宮山 浩君）

耐用年数は木造ですと30年になります。家賃は今、すみません、手持ちにはないのですが、3万円で決定していたと考えております。

○7番（久田 高志議員）

そのとおりだと思います。この住宅の目的、どういった目的で造られたのでしょうか。

○建設課長（宮山 浩君）

Iターン者、Uターン者等を当部のほうに来ていただいて、世界自然遺産の麓の集落において、当部集落に貢献できて、また、地域にも貢献できる、そういう世帯の方に入っていただくという目的でございます。

○7番（久田 高志議員）

町長、そろそろ感はとらえていますか。これ、30年で4千800万円、家賃を割る2をしたら2千400万円ほどかかっている町単独の建設費用に対して、3万円の30年で計算すると、半分なんです。1千80万円。残りの1千何百万円は、この町の持ち出し、赤字ということなのです。どうお考えでしょうか。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

基本的には、世界自然遺産登録になりました。そういう中で、当部という集落につきましても、まさしく世界自然遺産、徳之島全体を見渡しても、世界自然遺産の懐の中にある集落は、当部と三京だと私は認識しております。そういう中で、過疎化が進んでいる、そしてそこに、Iターン、Uターン、若い人たちが定住していただくということを目的にいたしました。

やはりそのために、世界自然遺産の懐にふさわしい住宅を私は造りたいというふうに考えて、造ったわけであります。そういう意味でいけば、費用対効果については、また、天城町、そして世界自然遺産をしっかりと発信するためには、私はふさわしい住宅だというふうに考えております。

また一方、あそこは町の単独住宅であります、地方債を発行いたしました。これについては、企画財政課長のほうが詳しいと思いますけれども、高い、また交付税への措置があります。そういったことを含めながら、私は世界自然遺産にふさわしい住宅ということで発注をしたところでございます。

#### ○7番（久田 高志議員）

ちょっと違う方向に答弁が行きましたので、そこも触れておきますけれども、もちろん地方債、大丈夫です、交付税で返ってくるんです。幾らでも借りれないと言っているんです。ほかに使い道もあったんじゃないかなと言いたくなるんです。そこはもう結構です。

ただ、私が申し上げたかったのは、冒頭のところなのです。Iターン者とかUターン者、そして当部のためは町のためです。そこには1千数百万円の金をおじゃんにしても大丈夫、最初に奨学金の免除規定をなぜなくしたのかと同じことなのです。だから矛盾が出てきますよと。だから、免除規定もつくっておいて、ちゃんとしておけば、そこまで触らなかったのです。分かっていますか。

帰ってきていただくきっかけ、もちろんこういう住宅を造ることによって、Iターン者、Uターン者が来てくれる。そこには多少の無駄が出て、やはり町のため、集落のためだからというわけです。奨学金だって一緒です。ぜひそこは今後しっかりとしていただきたいと思います。

それと、各住宅、回って歩いたときに、その住宅表示とか住居表示、昔は看板とかがあったり、戸ノ木は1号から30号、40号とか、途中消えたりしているところもありながらありました。兼久も一部はありました。ないところもあります。塩道については、多分1号、2号というのはなかったような気がするんですけど、あの看板がなくなった経緯とか、その住居表示とかをちゃんとしてあげたほうがいいかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

#### ○建設課長（宮山 浩君）

住居の何棟、何棟という棟名の表示、あるいは玄関のほうに、ここは何号室という表示板なのですが、それが確かにちゃんと整備されていないところはあります。ここは私どものほうでやっていきたいと思っております。

また、看板ではあります、以前は、戸ノ木、塩道、兼久、あと福間辺り、大きい住宅には看板がありまして、お名前を掲載しておったのですが、近年、個人情報あるいは母親独り世帯等ありまして、お名前をお出ししたくないという方が、数年前にそういう話が結構ありましたので、全て撤去してありますが、また逆に、町民のほうから、看板をつけて名前はいらないと。配置図的なもので、A棟の何号室がこの位置にあるよと、いわゆる役場の各部屋の案内板みたいなやつですが、ああい

うのはあってほしいと。確かに、冠婚葬祭等でお祝いもあつたりするときに、全くC棟の5号室がどこにあるか分からないとか、そういう話も確かにお聞きしますので、その辺の整備はまた新年度でやっていければなど考えております。

**○7番（久田 高志議員）**

ぜひそこをしていただきたい。住宅によっては、更新はされていないのですけれども、兼久住宅とか、いまだに看板に名前が残っています。福間辺りも奥は残っていたんじゃないですか。あと、どこだったか、天城保育所の上のほうの住宅とかも看板が残っていました。更新されていないのですけれども、そういったのはちゃんと統一をして、どこどこの1、2、3、4、あと名前に関しては個人情報等がやはり加味されないといけないと思っていますので、その辺を防ぐにしても、もう少し分かりやすく、丁寧な管理をしていただきたいと申入れをしておきます。

それでは次の質問、島外治療に対する旅費助成。昨日も質問が出ておりましたけれども、これは答弁でもいただいておりました。証明書の発行する費用について負担を考えているという答弁でございましたけれども、私がいただく相談とは少し情報が違って来るんですけれども。もちろん1回目の診断書等々は必要でしょうし、それに関して助成をしていただけるのは非常にありがたいと思っています。これを2回目、3回目、その都度、診断書を提出したり、書いていただく、そういうのを申し出ること自体も気兼ねをするんだと。そして、時間のやりとり、そういったものもある。先生の負担にもなっているんじゃないのと、そういう相談を受けております。これは、やはりその都度、診断書がどうしても必要なのでしょうか。

**○長寿子育て課長（森田 博二君）**

お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、まず1回目の医療機関からの証明、島外では治療が困難ですよという証明です。もう一つが、紹介された島外の医療機関で、こういった治療を行いましたということの証明をいただいております。2回目以降につきましても、議員のおっしゃることもあろうかと思いますが、証明をもらわないと、その治療で実際、医療機関に行ったのか、そこ辺りの判断が難しくなります。また、島外の医療機関の証明の中には、今後の治療等の継続の必要性というのも記入していただくようになっております。これを見ながら、また2回目もあるのかなとか、私どもは判断しておりますので、証明書のほうは添付していただくのがいいのかなと思っていますところであります。

**○7番（久田 高志議員）**

まさしくそこだったのです。1回目のときに診断書を提出していただきます。そのときに、各医療機関は無料で発行できる診療明細書があるのです。そうしたら、

そこに治療内容とか使った薬とか、そういったものが全部うたわれているのです。ですから、2回目、3回目に関しては、1回目に診療明細書が出ていれば、2回、3回と、そうそう扱いが変わることはないと思うのです。そして、今ありました、私もそこだと思っていたのですが、各治療等の継続の必要性の有無、こういったところも1回目のときに、要は診療方針、診療計画書等は普通提出されるのです。こういったスパンで治療をされていくとか、大体そういったところだと思っているのです。もし、診断書に、2回も3回も、5千円として、1回目5千円、2回、3回となったら、あと1万円のお金が余分にかかるわけです。そういったお金があれば、その3回を4回にさせていただくとか、そういったところに手厚くしていただけないかなという思いなのですが、いかがでしょうか。

**○長寿子育て課長（森田 博二君）**

お答えいたします。

診療明細書についてですが、これについては、また、町民のほうからも、そういう提案を私どもはいただいたこともあります。私自身が医療機関を受けた場合に、明細書をここ半年ぐらいずっと見ているのですけれども、かなり薬品とか、そういうのがあって、第三者が見た場合に、何の治療をしたのかが私どもでは分からないんじゃないかなという、そういった危惧もいたしましたので、今、こういうふうな証明書についての補助、2回目、3回目以降についても証明書を取ったほうがいいのかなということになっているところでございます。

**○7番（久田 高志議員）**

私、その相談も受けて、私自身も気にして見るのですけれども、同じ病気で同じ治療でいくと、ほぼ同じことしか書いていないのです。特別なものだったら、例えば内科の診療で行っているのに、外科的な包帯を巻いたとか、そういったのがあるか、ないかぐらいは、多分素人でも分かります。恐らく、ほぼ同等の文言が打たれていますので、その辺を一度情報収集をしながら精査をしていただきたい。同じお金を使うのだったら、やはり有効活用していただきたいと、そう思っているところでございます。もちろん誓約書も提出するわけです。誓約されるわけですから、うそ偽りがあったときには、もう返しますよとか、そういったものを打たれているわけですから、そこはそんなに疑わなくても、要は1回目の診断書で、大方、診療計画書も出ますから、そういったところを加味して、総合的な判断ができると思うのですが、もう一度お願いします。

**○長寿子育て課長（森田 博二君）**

お答えいたします。

議員がおっしゃいますとおり、診療明細書の添付にすれば、町の財政の負担のほ

うもかなり軽減できるのではないかなと思っております。その点について、その明細書、当然無料ですので、添付していただいて、それで確認はさせていただきたいと思えます。個人がかけている保険というのですか、ああいうのは診療明細書で添付でも可能等も聞いておりますので、そこ辺り確認できるのであれば、その方向も検討していきたいと思っております。

**○7番（久田 高志議員）**

まず、試験的にでも、一度添付をしていただいて、それが確認できれば、紙にお金を使うよりかは、これは思い切ってほしいです。やはりその診療回数に応じた対応。ちょっと元に戻ってみたいと思えますけれども、今、どういった疾病が一番多いのでしょうか。

**○長寿子育て課長（森田 博二君）**

お答えいたします。

疾病については、約4割近くが腫瘍、がんということになっております。

**○7番（久田 高志議員）**

やはりそういった中で、放射線治療とか、いろんな抗がん剤の投薬治療とか、そういったのは、もう大概、回数が最初で分かるはずなのです。だから、そういったところを、もう少しきめ細やかに支援していただけないかなという……。やはりこれを3回とうたい込んでいるんですけれども、例えば、町長特例じゃないですけれども、特に認めた場合とか、そういった文言で、やはり必要とされている方々に、そういった支援をしていただきたい。

例えば、2ヶ月に1回行っている方々が半分しかない、3回しかないというよりかは、残りの3回を助けてあげたほうが……。何度も申し上げますけれども、病院を選ぶ制度であってはならない。本当に困っている方々への手助けをする制度であってほしい。これ、もう本当に慎重にいかないと、たがを外すと、もう一気に予算が膨れ上がって、この制度自体が恐らく存続不可能になると思えます。ですので、そこは慎重にさせていただきながら、そこにペーパーに対する予算が立てそうであるならば、その回数に対する予算、例えば1回増やしてみようか様子を見るとか、そういった対応をしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

**○長寿子育て課長（森田 博二君）**

お答えいたします。

議員からのご提案でございます、診療明細書で可能であるのであれば、またそこ辺り、回数についても検討する余地はあると思えます。ぜひ検討させていただきたいと思えます。

**○7番（久田 高志議員）**



ぜひ、しっかりと診療明細書等で精査しながら、確認できるような状況が整えば、回数の方に、また振り分けていただければ、町民の皆さんも喜ぶと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

それでは続いての質問です。お悔やみコーナー。1回目の答弁で、同様の対応ができていたという答弁でございました。これは確かに窓口でこういったことの手続が必要ですみたいなペーパーをいただけることは分かっております。ただ、やはり1回で終わらないと。何回も行ったり来たり、これに行ったらあれが必要、これが必要で、行ったり来たりせんといかんと、そういった相談をずっと聞くわけです。このペーパー1枚では、これはもうやってるよと言っているだけなのですけれども、それがまだ町民側には届いていないと私は思っております。こういったものは、そうそう経験するものでもなく、いきなり死亡届と同時にいろんな手続が増えてくるわけです。そういったものに対して、もう少し柔軟に対応できないかということなのです。書類を渡しておりますではなくて、やはりヒアリングをして、どういった手続をしてあげる、窓口ができるところは集約して、1つの窓口で対応していただけたらとか。これは、今、全国的に増えてきていて、国がデジタル庁の創設に当たり、このお悔やみコーナーをつくる自治体に対してソフトウェアの支援とか、そういったことをしているわけです。いろいろな行政側の手続ばかりでもなく、やはり金融機関とか、いろんな相続の問題とか、そういったものも将来的にはデジタル化で進めていくような方向を考えているようでもあります。ですので、いきなりは、こういうのできないと思うので、そういった支援をしていただきながら、研鑽を積み重ねて、もうちょっと寄り添った対応ができるのではないかなという思いで、この質問をしているところでございますが、いかがでしょうか。

#### ○くらしと税務課長（関田 進君）

お答えいたします。

ただいま貴重なご提言をいただきまして、ありがとうございます。くらしと税務課におきましては、平均ですけれども、月当たり10件ほどの死亡届が出されているところでありまして、年間にしますと120件ほどの死亡届が出ております。

その中で、やはりお亡くなりになられたご遺族、ご家族の皆さんにとりましては、役所の手続関係で、ご息労と申しますか、不安というものは大きいと思います。そういう中で、くらしと税務課におきましても、今回の質問を受けまして、複数回協議しました。その中で、従来の窓口において、葬儀会社とかご遺族の方にお渡ししているチラシにおきましては、近年は手続の内容が多岐にわたっている状況にあります。議員ご指摘のとおりです。そこを踏まえまして、私たちくらしと税務課としましても、ご遺族の皆さんに少しでもご息労、ご苦労、不安をおかけしないために、

さらに各課で必要な手続を一回洗い出して、精査して、例えば新しいお悔やみハンドブックとか、チラシ等を作成して、死亡届提出後のいろいろな手続の簡素化に努めていきたいと思えます。

以上です。

**○7番（久田 高志議員）**

その答弁をいただいて、少し安心しました。1回目の答弁だと、もう満足しているような、対応ができていう答弁でしたので、やはり今あったように、お悔やみガイドブック等、チラシをあげるのではなくて、ちゃんと窓口でヒアリングをしてあげる。そして、必要な手続はどうですよというのを説明してあげる。必要な書類がどうですよというのをちゃんと教えてあげる。そういった手続、そういったところを寄り添っていただけないですかということでした。この1回目の答弁だと、もう今のままで、同じようなことをしているからいいんだみたいな感じでしたので、そこに担当の窓口を常設とかではなくて結構なんですけれども、一応、国の支援窓口辺りも確認していただいて、今後に備えた、時代はどんどん動いていきますので、今のままプラス今後に備えた動きも私は必要だと思っておりますので、その辺もしっかり取り組んでいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

**○くらしと税務課長（関田 進君）**

お答えいたします。

今の久田議員のご提言を踏まえまして、また死亡届提出後の事務の負担軽減とご遺族様の負担の軽減を図るために、また、各課とも連携しながら取り組んでまいりたいと思えます。

**○7番（久田 高志議員）**

分かりました。しっかりと町民に寄り添った形で対応していただければありがたいと思えます。

それでは最後の質問です。政治姿勢について。選挙の在り方と書いているのですが、選挙後の在り方も含めて、質問していきたいと思っております。

町長、お手本どおりのすばらしい1回目の答弁でございました。まず最初にお尋ねしたいと思えます。選挙に対する自由、こういうのは認めておられますよね。どの方が誰に投票しようが、それは自由だということは、もちろん承知はされていらっしゃると思いますよね。すみません、当然のことを聞いているのです。選挙は自由に、誰に投票しても自由なのですよねと。候補者に対して有権者が投票すること自体は自由な行為だと。

**○選挙管理委員会書記長（米田 俊朗君）**

お答えいたします。

今は満年齢18歳以上の方が選挙権を持つことになっておりますが、投票の自由、もちろん自由です。

以上です。

**○7番（久田 高志議員）**

町長、普通に答えても大丈夫だと思います。私も当事者ですから、私は少なくとも選挙の投票は自由だと思っています。そして、やはり選挙戦、いろいろな情報が出回ったりするのですけれども、もう少し正確な情報を伝えながら、町長、現職ですの、選挙をしていただきましたかったかなと。私が問題に取り上げておりました、あまぎ自然と伝統文化体験館、ドーム闘牛場です。町長、これは選挙前に補正が組まれるのは分かっていたよ。選挙直後に、5千850万円、補正予算、全額起債で今回の議会に上程されているのですけれども。また、防災センターの件に関してもそうです。もう過去のことだと。もう清算も終わって、支払いも終わっているんだと、そういったことも言われている方がいたようでございますが、得票数がそうですので、理解を得たと言うのでしょけれども、本当に真を得たとお考えでしょうか。

**○町長（森田 弘光君）**

お答えいたします。

今、議論になっているのは町長選挙のようでございます。今回、町長選挙が行われました。そして、選挙に臨んだわけであり。そういう中で、私は公約という形で訴えてまいりました。そこでまた、今回、選挙で当選させていただきました。この前から、私はこれについてはしっかりと進めていくということを訴えて、本会議場でもお話ししました。また、今回、このような形で当選させていただいたということについて、私はこれからもその仕事については進めていきたいと、そのように考えているところでございます。

**○7番（久田 高志議員）**

それは進めるということで、金額も公表されてやっているわけですので、全然、選挙結果としてはもちろん受け入れざるを得ない状況でございます。ところが、今から、この件に関して5千850万円の補正が組まれるのです。査定なんてもっと以前にしているはずなのです。そういったこともちゃんと公表して、もう少しまっすぐ頑張っほしかったです。恐らくそれでも町長勝ちよったのです。そういったことをひた隠しにしてするのは、私はいかかなものかなと思うのですが。

**○企画財政課長（福 健吉郎君）**

お答えいたします。

今回、補正のほうで5千800万円ぐらいの体験館への追加工事があるというこ

とで計上させていただいております。これにつきましては、奄振事業の国庫補助金ではなくて、全額過疎債を充てるということで、県のほうとも確認を取っております。そういう中で、この件について、査定の段階で隠してとか、そういったことではないかと思えます。この過疎の決定が来たのが補正予算を調整する直前でした。ですので、11月の極めて後半のほうということで、我々は予算案を作成させていただきました。

**○7番（久田 高志議員）**

だから11月の後半には分かっていたということです。それを言いたかっただけです。

そして、過疎債って簡単に言うのですけれども、要は奄振だって、過疎債だって、いろんな使い方があるのです。課長、そこに降ってくると、また突っかかってくるのです。過疎債、道路とか農道、林道、漁港、港湾、橋梁、そういったものにも全部使える。地域産業の振興施設、JAさん、選果場が高くて造れないと困っているんじゃないですか。そういったところを助けてもいいと思えます。セリ市場だって、今、係留場が狭くて、夏場、牛が何頭か、競りの後、死んだりしているのです。保育所だって、学校だって、給食センターにだって過疎債は充てられるのです。でも幾らでも借りれるものではないです。だから、我々はそういう主張をしていたわけです。それはよろしいでしょう。

あとは、これは建設課か、先ほど住宅の管理の質問の中で、住居表示とかは個人情報の問題でしていないと。もちろん外にも出すものではないと思っておりますが、そういったものがどこから漏れ出た、もしくは提出した、そういった記憶はございますでしょうか。

**○建設課長（宮山 浩君）**

お答えいたします。

そういう個人情報が載っているものが建設課のほうから外に出ることはないと思っております。

**○7番（久田 高志議員）**

町長、これは町長の後援会なのです。11月6日、各支部長会が実施されているのですが、そのときに住宅配置図と住人名配付、こういったことがなされているのですが、いかがお考えでしょうか。

**○町長（森田 弘光君）**

お答えいたします。

後援会の中で、何回かいろんな会合を開いてきております。そこについて、配置図を配付したかどうかというのは、今、私の中では分からないですけども、後援会

のほうで確認をして、調べて、配置したものかというふうに思っております。

**○7番（久田 高志議員）**

どうやって調査するのでしょうか。どうやって配置図と住人名まで確認できるのでしょうか。建設課に資料請求をすれば、配置図と住民名をお渡しいただけるのでしょうか。照合してみたいのですが。

**○建設課長（宮山 浩君）**

議員からの資料請求については、使用用途、その他、詳しく理由を書いていただければ、出せるものは出せます。ただ、基本的に個人情報が入っているものについては使途が不明のものについてはお出しできないと思っております。

**○7番（久田 高志議員）**

真鶴町でしたか、選挙人名簿の流出とか、そういったことでかなり騒動されている町もございました。もちろん選挙人名簿の配付もされております。これの出どころも私は分かりませんが、これは恐らく後援会の方々が書き写してやったものだろうと思います。住宅配置図と住人名の配付については、また後ほど確認してみたいと思っております。町長、そのときは資料請求の許可をお願いいたします。よろしいですか。

**○町長（森田 弘光君）**

お答えいたします。

資料請求については、それぞれ所管課のほうで判断してやっておるものと私は思っております。特に私が出さないというところまでいくと、また冒頭の議論の繰り返しになるのではないかとこのように思っております。

**○7番（久田 高志議員）**

分かりました。今後、こういうことがないように、誤解を招くようなことがないようにしていただきたいと思っております。ほかに、まだ申し上げたいことはあるのですけれども、また次の機会にしたいと思っております。

それでは、この質問の最後になりますけれども、町長、4年前も役場の場内から、あの当時は臨時職員という肩書でしたか、筆耕職員でしたか、契約等が更新されなくなったり、私は神隠しと言うのですけれども、更新時期に見えなくなったり、職員の人事異動はもちろん普通にあるべきことなのですから、4年前もかなりの方が急に更新時期にいなくなったりしたのですが、今回もやはり同じようなことが起きるのでしょうか。

**○町長（森田 弘光君）**

お答えいたします。

いわゆる当時の臨時職員、また、今、会計年度職員ということでありまして。これ

につきましては、各課の事務手が不足している、そういったことの中で、その会計年度臨時職員という方はいらっしゃるかと思います。仕事が終わって、その業務が終わったりしたら、もうそこには必要ないとか、これはいろんな場面が出てくるかと思っております。そういう中で、私のほうでは、各課の業務の内容によって会計年度の職員の方が必要です、必要じゃないです、そういった中で判断していくということでもあります。必要であるのに、いわゆる職を辞してもらおうとか、そういったことではない。そのように、私は基本的な立場は堅持しております。

**○7番（久田 高志議員）**

分かりました。それを聞いて安心いたしました。4年前は、明らかに報復と思えるような雇い止めが散見されておりましたので、そういったことのないように、一応、憲法15条を添えてお伝えしておきます。公務員の地位、選挙権、投票の秘密、全ての選挙における投票の秘密はこれを犯してはならない。その選挙に関し、公的にも私的にも責任は問われない。やはりこれが選挙の自由、あるべき姿でございますので、町長、気持ちの中に、感情の中に、許し難い歯がゆいこともあろうかと思えます。でも、それは選挙ですから、そこはそこで割り切っていくと、今後の町のためにはつながらないと思っておりますので。やはり4年前に外された方は根に持っておられました。ですから、今後そういうことが起きないように努めていただければ、平和な天城町ができるのではないかなと思っております。よろしいでしょうか。

**○町長（森田 弘光君）**

お答えいたします。

ちょっと長くなるかもわかりません。1期目、137票という非常に厳しい選挙をいたしました。そういう中で、報道の方々からも、これからの町政運営の中で、森田町長、いろんなことで大変だと思うのですが、どのようにしますかということでした。私はそのときにお答えしたのが、これから私は自分の仕事を通して、町民の融和を図っていきたいということをお答えいたしました。これについて、4年間、私はこのことを念頭に仕事をしてまいりました。100%そうはいかなかった場面もあるかもわかりませんが、私はこういう姿勢で、またこれから2期目も仕事にぶつかっていきたくと、そのように考えております。また、町民の皆さん方のご理解、ご協力をお願いできればと思っております。

**○7番（久田 高志議員）**

そういう言い方をすると、もうちょっと言いたくもなるのですが、また次回のために置いておきたいと思えます。やはり選挙は選挙です。私自身も、これから言いたいこともやりたいことも、やりたいように、言いたいように申し上げていきます。

もちろん前向きな話もあれば、やはり納得いかないこともあろうかと思えます。でも、これはあくまでも我々は選挙で選ばれた責任だと、責務だと思っていますので、その辺はしっかりと対応していただければと思います。

それでは今回の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（柏井 洋一議員）

以上で、久田高志君の一般質問を終わります。

午後1時より再開します。

休憩 午前11時52分

---

再開 午後 1時00分

○議長（柏井 洋一議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議席番号11番、武田正光君の一般質問を許します。武田議員。

○11番（武田 正光議員）

質問に入る前に、一言お祝いを申し上げます。

去る4日に町長選挙、そして議員選挙が実施されました。

森田町長はじめ、議員各位当選された皆さん方に心からお祝いを申し上げます。今後4年間の本町の方向づけといたしますか、皆さん方の肩にかかっているといっても過言ではないかと思えます。どうか間違った方向性に住民を導かないように、くれぐれも皆さん方をお願いをしておきます。

それでは、早速質問に入ります。

「マニフェスト」への具体的取りくみについてであります。

首長は住民により選挙で選出された地域の代表者であり、地域と自治体行政をつなぐ最も重要な「ガバナンス」の結節点に位置する存在であります。当選後はこのマニフェスト等に、町の事業計画等に落とし込まなければなりません。

そこで、次の2点についてお尋ねいたします。

まず第1点目、これらを具体化し進めるために、期待する望ましい職員像についてであります。

町長の補助機関の一つである一般職職員を任免し、指揮監督して自治体事務を処理させる必要があります。期待できる職員像についてお尋ねいたします。

その2点目、併せて住民サービス向上に資する職員育成についてであります。

新しい政策形成や行政手法の開発に取りくみ、さらには地域住民と自治体の間に距離を拡げない、そういう職員の教育方法について、どのようにお考えかお尋ねいたします。

2項目め、活気に満ちた町づくり対策についてであります。

人口減少や高齢化の進行は避けて通ることはできないとしても、抑制はできるはずであります。活気ある継続性ある町づくりに、真剣に取りくむ必要はないでしょうか。

以上、2点についてお尋ねをしております。

○議長（柏井 洋一議員）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田 弘光君）

それでは、武田議員のご質問にお答えいたします。

1点目、「マニフェスト」への具体的取りくみについて。その1、これらを具体化するため期待する職員像についてということでございます。また町長の補助機関の一つである職員を任免し、指揮監督して自治体事務を処理させる必要があります。期待できる職員像についてお尋ねしたいということでございます。

お答えいたします。

基本的に、公務員は全体の奉仕者であり、行政サービスを適正かつ迅速に提供しなければなりません。指揮監督者としては、公約を一つ一つ実行していくために、職員の先頭に立ち、課題と町民ニーズを的確に捉え、私の申し上げております「住んでよかった。暮らし満足度ナンバーワンのまち」の実現に努めてまいりたいと考えております。

また期待できる職員像につきましては、新たな取組や課題解決に向け、積極的にチャレンジする姿勢を、職員全体が共有し業務を遂行することで、その目標を成し遂げることができるものと考えております。

「マニフェスト」の具体的取りくみについて。その2、併せて町民サービス向上に資する職員育成について。

新しい政策の形成や行政手法の開発に取り組み、さらには地域住民と自治体の間に距離を拡げないようにするためにはどのようにすればいいかというご質問でございます。

お答えいたします。

多種多様な町民ニーズと新たな行政課題に的確に対応し、全体の奉仕者として、政策形成能力や創造的能力、また法務能力などの研さんを行い、職員の資質向上を図ってまいります。

私は就任以来、職員と3つの約束をしております。

1つ目は、「先ず隗よりはじめよ（率先垂範）」しようということ、2つ目には「スピード感を持って対応」しようということ、3つ目には「必ず記録・メモをと



ろう」という、この3つの約束をしてまいりました。

5年後、10年後の天城町のことを考え、住民の幸せのために自ら汗をかき、スピード感をもって仕事に取り組む姿勢が大切だと考えております。

今後も、職員が町民との対話の場に積極的に参加し、町民と協働で町づくりを考える、地域へ飛び込み、活躍できる職員の育成に努めてまいりたいと考えております。

2項目め、活気に満ちた町づくり対策について。

その1、人口減や高齢化の進行は避けることができないとしても、抑制はできるはずであります。活気と継続性のある町づくりに真剣に取り組む必要はないかというお尋ねでございます。

お答えいたします。

武田議員のご指摘のように、本町においても人口減少が進んでいるところでございます。このような中、令和2年3月には「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、また令和3年6月に「第6次天城町総合振興計画（AMAGI-VISION）」を策定し、その人口減少を抑制するべく、各種施策に取り組んでいるところでございます。

結婚・子育て支援や高齢者対策、移住対策や住宅政策、また第1次産業、そして観光業を中心とした産業振興など、あらゆる分野において施策を展開し、活気に満ちあふれ、健康で安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいり所存でございます。

私のスローガンでもあります、「住んでよかった。暮らし満足度ナンバーワンのまち」実現に向けて、これからも取り組んでまいりたいと考えております。

なお、武田議員からは、大局的に、また大きな観点から物事を考える、施策を進めていく、そういった考え方を、これまでご指導賜ったことに対して、お礼を申し上げます。

以上、武田議員のご質問にお答えいたしました。

#### ○11番（武田 正光議員）

まず、1点目のマニフェストに対する具体的取組についてでありますけれども、これらを具体的に進めるために、まず期待する、希望する職員像といたしますか、これについてであります。町長の答弁にもありますように、マニフェスト等に対するその取組や課題解決に積極的にチャレンジする姿勢を、職員全体が共通認識としてやってもらいたい、こういうのが町長の職員の皆さん方に対する理想像といたしますか、理想像というちょっと言葉オーバーになるかもわかりませんが、そういう職員を期待しているということのようでございます。

冒頭に、私、ガバナンス、町長はそのガバナンスの結節点にあると、地域住民とのですね、ということを申し上げました。

最近このガバナンスとか、コンプライアンスとかいう言葉を、よく耳にいたしますけれども、このガバナンスという言葉については、何かあの偉い人たちが言う、その意味がそれぞれ何か違うような、解釈されたりしているようでございますが、この英語でガバメントというと政府を指すわけです、ご承知のとおり。

このガバナンスという言葉は、政府、つまり自治体の組織を構成するその職員たちがどういう振る舞いをするか、その組織体の振る舞いをいうんだという言い方をされておりますが、私は最もこれが正しいのではないかと思います。

したがって、私がガバナンスを強調するのはなぜかといいますと、同じ業務を消化していくにしても、その職員たち、内部で働いている職員たちが、住民とどういう接し方をして、その事業を達成していくか。

したがって、その内部の組織体をつくっている職員の皆さん方の振る舞いといいますか、これが最も大事だと。仕事はできるけど、できてもちょっと人間性がなと、倫理感が欠けているとかなると、これまた半減するわけですから、そういうことを、ガバナンスの中では、そういう組織体をつくる職員たちの行い、こういうのを指しているということ、ひとつ職員の方々によくご理解していただきたいと思っております。

そして、町長の答弁にもいろいろありますけれども、これについて、私が今、職員の皆さん方をお願いしたいというか、住民を代表して、私が職員の皆さん方の在り方について申し述べさせていただきますが、まずは、政策施行能力、そして政策の法務能力、そして財務能力、この3点が職員の皆さん方が備えておかなければならない3つの要素だと考えます。

したがって、そういう政策能力ももちろんですけれども、町民の疑惑を招くような身の潔癖さ、つまりは倫理感です。そして難しい仕事でもなすという使命感と情熱、つまり使命感。

そして、3つ目に、仕事の多くは町民と接しながら行っていただくわけですので、温かい人間性がほしい、つまりは人権感覚、私は町の職員だから偉いんじゃない、住民に雇われてる身分だと、したがって住民と同じ目線に立って会話ができる、そういう職員になってもらいたい、こういうことを町長、私、大げさな言い方かもしれませんが、住民を代表して、こういう役場職員に育て上げていただきたいという思いであります。

これについて町長、何かあればひとつお願いいたします。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

私が、今、職員と、いろんな朝礼とか、そういった場で語る場合があります、ここ数年、税収が毎年毎年伸びてまいりました。まだまだ県下では低いほうなんですけども、市町村課でも、鹿児島県のほうからも、まだ低いけど天城町は着実に捉えていますね、という言い方をされています。

私は、その中で、その職員の皆さんに、税を担当する職員、また負担金、税務課もございますし、また水道課もありますし、そういったいろんなその徴収を担当する課の職員の頑張りももちろんですけども、私は、町民と職員との信頼関係が完全とはいかなくても、今、構築されつつあると、私は認識しております。

そして、また町民の皆さんから自分たちが汗をかいて納めた税金、分担金が、しっかりと社会サービスに使われているという、そういう信頼関係が構築されてきている。だから、私たちの納める税収、税金、分担金がしっかりと納めても大丈夫だというような意識が、町民の皆さん方の中に生まれてきているのではないかということ、私は日頃感じながら、まだまだ十分ではありませんけども、けども、その信頼関係を壊すのは、一夜にして壊れますよということをお話ししています。

そういう形で、町民の皆さん方としっかりと接しながら、また緊張感を持ちながら、仕事をやっていくという、そういう姿勢が大事なかなということで、私は職員と接しております。

そういう中に、今、議員のおっしゃるような、しっかりとした理念を持ちながら、私たちはこれからも公務に邁進していく、そういったまた決意も新たにしなければいけない、またしていきたいと考えております。

#### ○11番（武田 正光議員）

誤解しないようにしていただきたいんですが、私が先ほど申し上げたのは、職員がそういう申し上げたのには、ほど遠いというつもりじゃないんです。

一人でも多くの職員が、私が先ほど申し上げたような、ああいう内容に近づいていただきたいし、できうれば、七、八割方は、私が先ほど申し上げたような、ああいう内容、要望する職員像に近づいていただきたいという思いで言っています。

ですから、職員の皆さん方に全くそれが無いということじゃないんですので、誤解のないように、職員の方々も。

今、町長が話されたように、とにかくやっぱり地域住民という、住民サービスということをお忘れしないで、住民に接する場合の対応にしても、しっかりでございます。その辺をどうか今後とも気を緩めることなく、町長には指導していただきたいと思っております。

とにかく住民から負託をされた町長は、補助機関としての職員を十分使いこなす、

そういう責務があるわけですので、できるだけ職員と町長の間、そして住民との間、結節点が重要な結節点でありますので、くれぐれもよろしくお願いを申し上げます。

マニフェスト関係の2点目でございますけれども、住民サービス向上に資する職員育成についてでございますが、これは先ほどのとも、もちろん関連いたしますし、これについて私は、町長に期待するのは、まずもって、自治体職員を、地域における自治体の現場に向き合わせてほしいということです。

これは、町長がふだんから申し上げてきておりますけれども、先ほどからも何度も言いますように、やはり住民と役所が、どうも役場に行きにくい、行きづらいとか、そういう距離感をできるだけなくす、そういうような役場、自治体になっていくように、町長には、まず職員、現場行っても、住民と接する、接して話をする、それによっていろんな情報も入ってくるでしょうし、距離は縮まるだろうと考えます。

そこで、私は職員としての心構えとして、ちょっと時間を要しますけれども、私の思いを申し上げさせてもらいます。

日頃から新しい政策形成や行政手法の開発に積極的に取り組んでほしい。また首長といたしますか、これは町長と言ったほうがいいですね。町長は住民を代表している、自分たちの法律上の雇用者であるということです。職員の皆さんと。

したがって、指揮監督者であり、職員はその補助機関であって、全権は首長にある、町長にあり、それを補助するのが自分たちの仕事だということです。それをまず認識することが大事と言われております。

要するに、町民から選挙で全権委任をされた町長が、法的には雇用者なるわけです。そして皆さん方を、一般職としての職員を任免し、また指揮監督する、されているんだということを、再認識をして取り組んでいただきたいということです。

そして、私が、職員の皆さん方のいろんな政策やら財務、法務そういう政策能力を養うために、どうしてもやはり研修が必要だろうと思います。

つまり職員の勤務能力の発揮及び増進のためには、研修は不可欠だと思いますし、町長にも再度これはチェックしていただきたいと思うんですが、研修が必要だと言われますけれども、職員に対する研修費の出し惜しみはないだろうか、そして、その研修費は人材育成のために有効に使われてきたかというチェックです。そして、またその研修費を予算は組んだはいいけれども、ただそれは消化するために優先されてはいないか、いうことを再度やはりチェックをしていただいて、研修が有効に、人材育成に使われている、そういうことを再確認をしていただきたい。

その研修といたしますと、自己研修もあるでしょう。しかし、研修所研修があった

り、自治体間の人事交流、ましてや大学院とまではいかないにしても、今、シンクタンクやらあります。こういうところへの派遣といいますか、こういう研修内容がいろいろあると思いますけれども、できるだけ有効な研修内容、そして、研修費が無駄なく使われているかということ、もう一回チェックをしていただいて、優秀な職員を一人でも多く養成して、住民サービスに貢献していただくように、研修内容、私が申しあげました、研修の大事さ、重要さというものについて、町長のお考えをひとつお聞かせ願います。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

いわゆる政策形成能力、また財務能力、また法務能力、やはり公務員としては、必要なくてはならない能力でございます。また、こういったことをしっかりと学ぶためには、身につけていくためには、やはり研修というものは欠かせません。

そのために、私は積極的に、鹿児島県庁、また大島支庁、そしてまたほかの財団等々を含めて、研修については積極的に職員を参加させるように、これまでしてまいりました。

やはり、そこでいわゆる他流試合といいますか、ほかの自治体の職員たちと一緒に、仕事をすることによって、我が町の足りないところ、また、もしかしたら我が町の進んでいるところ、そういったところをしっかりと再確認し、そして研修が終わった時点で、また天城町役場に戻ってくるわけでありましてけれども、そういった中では、やはり見違えるような、そういった職員にはなっている、またそういった職員が、今、天城町には増えてきていると、私は実感をしております。

また、これ私が職員にいつも言っていることなんですけれども、これは日本の大手メーカー、サントリー株式会社の社是となっておりますが、「やってみなはれ」という言葉がサントリーの社是ということでもあります。そこには職員に対して、失敗は恐れずに果敢にチャレンジしていくという、そして、「やってみなはれ」という言葉の裏にはしっかりと、町長なり、また課長、私、町長、最終的には町長となると思いますけれども、しっかりと責任を持つから失敗を恐れずに、仕事にチャレンジしなさいという意味かと思っております。

私はそのような職員を育てる。そして外に向かって飛び出す、また地域に向かって飛び出す、そういった職員をこれから、またこれからのいろんな難しい情勢、少子化、高齢化、いろんな情勢を、それを乗り切っていくためには、そのような能力を持った職員が、天城町には必要だと思っております。

そういう観点から、研修についてはこれまでも、またこれからも積極的に進めていきたいと考えております。

## ○11番（武田 正光議員）

職員の皆さん方に本当に立派になってもらいたい。それはなぜかという、我々住民サービスに貢献してもらうための終局です。

そして、政策研究というんですか、政府のいろんな仕組みやら、そういうのも、いち早く取り入れてやっていかないと、ほかの自治体ではやっているサービスが、これは例えばです、天城町の役場では、そういう制度、仕組みがどうなっているか、中身が詳しくないから扱っていませんとか、こういう簡単にやられると困ると、だから、政策能力というか、開発能力、研究、調査する、そういう能力を養ってもらわないと、せっかく住民が受けられるサービスが、受けられない場合がある。

そして、外から何か言われたから検討してみます、そういたします、こうじゃなくて、できるだけことは自分たちで調査して、研究をして、外から言われなくても、言われたらそれに対して、どうこうだからできませんとか、的確なアドバイスを、住民には、そういうことでないと、言われたら、そうですかじゃって検討してみます。こういう情けないやり方はあまりしないほうがいい。

なんかその場で、その場を収めようと思って、そう言っているかもしれませんが、それじゃあ住民の信頼感は得られない。そういうつもりで、職員の皆さん方も心構えを、もうやがて新年度まいりますから、新年も来るし、新年度もまいりますんで、心を新たに頑張っていたきたいと思います。

それでは、最後に活気に満ちた町づくり対策ということで、申し上げましたけれども、町長が言われておりますように、今日までいろいろ計画されております。

それがいいから、私はこれ出したんじゃないで、従来の町長が言われる、第6次天城総合振興計画（AMAGI-VISION）、こういうものを年次的に計画を組んでやっておりますけれども、私はちょっとこれと違った方向で、今回提案を、提案といいますか、提言といいますか、そういうにちょっと大げさかもわかりませんが、私の思いを聞いていただいて、よければ1つ、なんか取り組んでみようかなということがあればということで、ちょっとお話を申し上げたいと思います。

今日までいろんな自治体で、企業誘致だなんだかんだということで、土地を造成してなかなかうまくいかない、草山になったりとかそういう時期がございました。

まして今、企業誘致とか、大げさな人口増を狙ってというのは、なかなか一気にできるものじゃないです。

したがって、私が申し上げる、前提というのは、今現在住んでいる我々が住みよい、いいとこだと思って住まない以上、よそからいくら来てください、いいところですよと言っても、まあ半年、1年は住むか分かりませんが、そんな継続性のある話にはならないと思います。

ですから、まず住んでいる我々町民が、住んでいい、安心して住める、そういう集落体といいますか、を目指していくために、従来やってきた企業誘致とか、やってきたのと違ったやり方、手法、こういうのを何とかできないかという思いなんです。

町づくりといえば、私ども農業抜きにしては考えられない気がします。その地域農業者、農業のやり方、または変換すべきというところは、ないだろうかということで、少し申し上げますけれども、これについては、町長と農政課長、お二方の考えを伺いたいと思いますのでよろしく。

まず、都市的・資本家的社会において、劣位にある農村をどのようにして救い出すかということが、農村社会の問題であり、同じ農村社会でも、我々離島にとっては大変に厳しい、ご承知のとおりであります。

しかし、農業の比重が経済的には狭められている、薄まっているとはいえ、農業が重要な地位を失ったとはなっていないだろう。また失ってならないと思います。

なぜならば、私どもはそれぞれ集落の中に定住の家があります。家族の生活があります。またそれを支える生産手段としての土地がある。それは同時に村社会、つまりコミュニティとしてかけがえのない住環境であります。これは都会より有利にあると、都会にはない。我々のこの住環境は特筆すべきだろうという思いであります。

したがって、集落の誰もが納得し、合意したやり方で、その土地を高度利活用すること。ただ物量生産だけではないということです。我々の地域の、本町の地域はですね。物量生産するだけの計画ではない。つまりは集落営農とこれを言うようですけれども、この集落営農という、これについて少し調査、研究といいますか、やってみてはどうか、従来みたいにただ本土でもやっているように、農業だけ大事だといいますけれども、ただその規模拡大といってもですが、我々の地域で、規模拡大にも限度があります。

したがって、今ある農地を集落民全体で、それぞれが納得し合って、そして、そこで生産をする、自給自足に近いようなことになるかもわかりませんが、今まで進めてきた農政、これに少し考えを変えて、ただ規模拡大とか、農業の委託、受委託とか、こういうただ農業生産だけじゃなくて、その残り、物量生産する土地、畑地以外の土地といいますか、これをもっと利活用して、今、町で想定されている、あそこの施設の農水産物の販売とか、6次産業につなげていく、連結した何かそういう、土地の我々の地域のその活用方法はないものかなと、従来どおりのことを繰り返さなきゃいけないんだろうかという思いで、今いろいろとお話を申し上げましたけれども、町長はじめ、農政課長、私のそういうものの考え方に、集落営農的な今

後の在り方について、どういふお考えをお持ちなのか、お聞かせいただきたいと思  
います。

**○農政課長（山田 悦和君）**

お答えいたします。

今、武田議員のほうから、いろいろと重要な提言等いただきました。今、農地を  
集落営農等を進めながらの調査、研究ができないかというようなご提言をいただ  
いたところでございます。

私たち、今、国のほうも、自給率、自給自足に向けた取組であつたりとか、みど  
りの食料システム戦略というような大きな目標を掲げて動いておりますし、国全体  
としても、これまでの地域農業を中心とした農村地域の見直しに向けた、様々な取  
組が行われております。

その中で、私たち天城町のほうも、令和4年度から農村RMOという国の事業が  
ございますが、そこに手を挙げて地域おこしに向けて取組を行っております。

今のところは、協議会のほうの発足をして、様々な地域課題、あと地域を活性化  
するための取組などについて、目標としては3年間で地域活性化に向けたいろい  
ろな取組をしていこう、ということで進めておりますが、1年目はまずはその協議会  
の中で課題等を出しながら、そこを解決していくための話し合いなどを行っている状  
況でございます。

先ほど言われましたように、集落営農等で、地元のほうで地域を活性化するた  
めに何ができるかということ、いろいろと模索しているところでございますが、地  
域ごとに、国等からの施策でいけば、人・農地プラン、その地域の中で人と農地が  
どのようにして関わっていくかというような計画もございまして、先ほど言われた  
ように、集落単位とかということになりますと、今、有機農業などをする場合には、  
団地化とかが必要になってきますので、そういったところへの団地化の進めであつ  
たりとか、そういったこともいろいろ、今後は出てくるかと思ひます。

そういったところに向けて、今、ご提言のあつたような調査、研究を進めていく  
時期に来ているのかなということは思ひます。いろいろと、そういったことを進め  
ていければと思ひます。

**○町長（森田 弘光君）**

お答えいたします。

私は基本的には、先ほど、第1回目の答弁の中でもお答えいたしましたけれども、  
やはり第1次産業、特に農業が元気でないと、天城町全体が元気でないとこの基本  
的な考え方を持っております。

そのために第1次産業をしっかりと活性化し、またそこに生きる私たちの所得の



向上ということまで、つなげていければというところが、大きな考え方であります。

今、山田課長からお話したことのうちのちょっと違う観点からですけど、今、奄振法で農産物の輸送コスト支援事業ということで、鹿児島の方に対して視点が向けられておりますが、来年、奄振が切れて次の延長という中で、今私たちが国のほうに主張しておりますのが、いわゆる南に向けて、つまり沖縄なんですけど、沖縄は、今ハワイより観光客が多い。年間、ちょっと今コロナで、ちょっと落ちついて、まああれなんですけども、ハワイより観光客多くて、1千万人を超える人たちが沖縄に見えている、来ております。その方々の胃袋が、沖縄の農産物だけでは満たし切れない現状であります。

そういう中で、奄美、私たち徳之島の農産物を南の沖縄のほうに送るといって、そういったことも視野に入れて、これからの次の奄振事業の中では取り組む、国のほうに、そういった考え方、制度も取り入れるように、今国のほうにお願いをしているところでもあります。

また、今、山田課長から農村RMOというお話がありました。ちょっと横文字なんですけども、これは今、国の補助事業で、鹿児島県で、たしか我が町だけが手を挙げて、挙げたら当たってしまったという、まあ嫌いもあるんですけど、我が町だけがやっております。

これはどういうことかといいますと、水土里サークルで農地とか水路とか農道、そこら辺の整備、いわゆるインフラの整備をやっていきますが、そこに生きている、まさしく私たちその地域の住民が、じゃあ、どのような形で生活をしていく、そういったものをどうすればいいのかということで、今、農村RMOという事業をやっております。これがこれまでで3回にわたって行われてきました、いわゆる「天城町まるごとマルシェ」とか、そういう、いわば大きな農業じゃなくて小さな農業、いわゆる今、武田議員がおっしゃっている小さな農業といいますか、集落単位とか、そういったことを何か構築できないだろうかということで、今、RMO事業ということで導入して、今、試験的にいろんな方策を試しているところでもあります。

もう一つ、僕が考えておりますのは、今給食センターのことが話題になっております。やはりそこに、できるだけ鹿児島から来た食材ではなくて、地元で取れたいろんな、ジャガイモをはじめ、キャベツとか野菜とかいろんなものを、できるだけ私は地場産の物を取り入れる、そういった給食センターにしたいということで、今、教育委員会のほうにはお話をしているところでもあります。

やはりこれから成長していく、また巣立って子供たちが、やっぱり地元の物を食べて大きくなるということは、地元に対する認識、誇り、そういったものが僕は培われてくるだろうということ、また、あるデータによりますと、給食センターの中

で地場産のものが取り入れられている率が高い給食センターほど、その地域の文化度が高いというようなデータも出ているように聞いております。

そういった形で、いわゆる大きな農業もありますけども、そういう集落営農とか小さな農業といいますか、そういった中で、みんなが換金といいますか、そういった農業ができればなということも、また、これからの天城町の大きな課題かなというふうに私は考え、そこら辺についても仕事を進めていきたいと、今考えているところです。

#### ○11番（武田 正光議員）

今の農政課長やら町長から、このRMOですか、私は初めて聞くような言葉ですけども、こういう内容については、また後日でもよろしいんですが、ちょっと内容等について、つないでいただきたいなと思います。

それと、もう既に地域おこしの協議会ですか、立ち上げているようですけども、ここでも、こういう場でも、ひとつ、先ほどから話している集落営農についても、ひとつ話題にさせていただいて、ひとつ出発点といいますかね、やってみていただきたいなと思いますね。

そして、私ども住民も、そうですね、どうしたって、やっぱり離島の私どもというのは都会並みの生活を目指したってできるはずないですから、ある程度の苦しみというのは覚悟の上で生きているはずでございます。ですから、あまり高望みしても無理ですから、この地域は地域に見合った暮らし方、こういうのがあろうかと思えます。それで今日までやってきた、先輩の方々も先祖も。

ただ、最近よく都会でも言われておりますように、物足りて心なしみたいな、こういう情けないような世の中になってはいけませんので、我々住民も心得ますけれども、そこをリードしていく皆さん方には、できるだけやはり住民に対しても、そういう苦しみが少しでも緩和されるような取組をしていただきたいというのが、私のいろいろ申し上げてきました、その話の内容でございます。よくご理解をさせていただいて、今後、取組をやっていただければ幸いかなと思います。

それでは、ちょっと私ごとで申し訳ございませんけれども、先ほど議長に許しを得ておりますので、少しだけ時間をお願いします。

私、今回これが一般質問の最後になりますけれども、私も今回で、議員活動から身を引くことといたしました。とにかく今日までご指導ご支援くださった皆さん方に心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

どうかこれからは、私、一町民として、また町発展のためにできることは協力をさせていただきたいという思いであります。本当に今日までありがとうございました。

以上で終わります。(拍手)

○議長(柏井 洋一議員)

以上で、武田正光君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。2時5分より再開します。

休憩 午後 1時54分

---

再開 午後 2時05分

○議長(柏井 洋一議員)

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 日程第2 議案第62号 天城町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長(柏井 洋一議員)

日程第2、議案第62号、天城町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(森田 弘光君)

それでは、議案第62号、天城町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例について、その提案理由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、地方公務員法の改正を踏まえ、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、関連する条例の改正の必要があるため議会の議決を求めるものでございます。

標題に該当する条例は、天城町職員の定年等に関する条例、天城町職員の給与に関する条例、天城町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、天城町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例、技能・労務職員の給与の種類及び基準に関する条例、職員の勤務時間、給与等に関する条例、職員の育児休業等に関する条例、天城町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例であります。一括して一部改正を行うものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(柏井 洋一議員)

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者多し)

○議長(柏井 洋一議員)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者多し)

○議長(柏井 洋一議員)

討論なしと認めます。

これから、議案第62号、天城町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長(柏井 洋一議員)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第3 議案第63号 天城町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例  
について

○議長(柏井 洋一議員)

日程第3、議案第63号、天城町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(森田 弘光君)

それでは、議案第63号、天城町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について、その提案理由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、町営住宅の新規建設による管理戸数の増に伴い、別表の改正を行うものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(柏井 洋一議員)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者多し)

○議長(柏井 洋一議員)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者多し)

○議長(柏井 洋一議員)

討論なしと認めます。

これから、議案第63号、天城町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長(柏井 洋一議員)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第4 議案第64号 夢と希望の上原勇一郎奨学基金条例の一部を改正する条例について

○議長(柏井 洋一議員)

日程第4、議案第64号、夢と希望の上原勇一郎奨学基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(森田 弘光君)

それでは、議案第64号、夢と希望の上原勇一郎奨学基金条例の一部を改正する条例について、その提案理由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、夢と希望の上原勇一郎奨学基金を、継続的、安定的に運用するため、貸与額等の改正を行うものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(柏井 洋一議員)

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○7番(久田 高志議員)

一般質問でも取り上げておりますけれども、やはりどうしても、この「島外に限る。」というところがどうしても気になるんですよね。やはり、その島外の学校への進学を推奨するような捉え方にもなり得ないかと。この辺、もう少し、今後でも結構ですけど、何かしら、例えば、島内の学校に進学するご家庭の方々でも、例えば、非課税であるとか非常に困窮しているとか、そういった方々に対しての、やっぱり支援体制というのもつくっていただいたほうがよろしいんじゃないかなと思うんですけど、その辺、今後また検討していただけないかというところでございます。

○教委総務課長(豊島 靖広君)

お答えいたします。

この文面につきましては、今後、検討させていただきます。

○議長(柏井 洋一議員)

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者多し)

○議長(柏井 洋一議員)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者多し)

○議長(柏井 洋一議員)

討論なしと認めます。

これから、議案第64号、夢と希望の上原勇一郎奨学基金条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長(柏井 洋一議員)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### △ 日程第5 議案第65号 徳之島地区介護保険組合格約の一部を改正する規約について

○議長(柏井 洋一議員)

日程第5、議案第65号、徳之島地区介護保険組合格約の一部を改正する規約についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(森田 弘光君)

それでは、議案第65号、徳之島地区介護保険組合格約の一部を改正する規約について、その提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、徳之島地区介護保険組合の住所変更に伴い、徳之島地区介護保険組合格約の第4条中、「徳之島町亀津2928番地」を「徳之島町亀津7203番地」に改正するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(柏井 洋一議員)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者多し)

○議長（柏井 洋一議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第65号、徳之島地区介護保険組合規約の一部を改正する規約について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

- △ 日程第6 議案第66号 令和4年度天城町一般会計予算補正（第6号）について
- △ 日程第7 議案第67号 令和4年度天城町国民健康保険事業特別会計予算補正（第3号）について
- △ 日程第8 議案第68号 令和4年度天城町介護保険事業特別会計予算補正（第4号）について
- △ 日程第9 議案第69号 令和4年度天城町徳之島ダム小水力発電特別会計予算補正（第3号）について

○議長（柏井 洋一議員）

日程第6、議案第66号、令和4年度天城町一般会計予算補正（第6号）について、日程第7、議案第67号、令和4年度天城町国民健康保険事業特別会計予算補正（第3号）について、日程第8、議案第68号、令和4年度天城町介護保険事業特別会計予算補正（第4号）について、日程第9、議案第69号、令和4年度天城町徳之島ダム小水力発電特別会計予算補正（第3号）について、以上4件を一括議題とします。

この4件の議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

それでは、議案第66号、令和4年度天城町一般会計予算補正（第6号）について、その提案理由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、歳入歳出予算に、それぞれ7千278万5千円を追加し、予算総額を72億8千959万円に定めようとするものでございます。

その主な項目についてご説明いたします。

歳入につきましては、分担金及び負担金で268万9千円の増額、使用料及び手数料で11万1千円の増額、国庫支出金で1千619万円の減額、県出金で575万2千円の減額、繰入金で2千269万9千円の増額、諸収入で542万8千円の増額、町債で6千380万円の増額でございます。

歳出につきましては、議会費で302万6千円の減額、総務費で8万7千円の減額、民生費で1千504万7千円の増額、衛生費で106万5千円の増額、農林水産業費で619万1千円の増額、商工費で5千766万5千円の増額、土木費で629万2千円の減額、消防費で355万1千円の減額、教育費で1千578万1千円の増額、災害復旧費で1千万8千円の減額となっております。

その主な内容につきましては、衛生費で、新型コロナウイルス感染症対策基金事業費525万円の増額、土木費で、樟南第二高校女子寮建設事業費330万3千円の増額、商工費で、あまぎ自然と伝統文化体験館整備事業費5千850万円の増額、教育費で、小中学校費合わせて学校保健特別対策事業費938万円の増額となっております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第67号、令和4年度天城町国民健康保険事業特別会計予算補正（第3号）について、その提案理由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、歳入歳出予算に、それぞれ61万2千円を追加し、予算総額を10億5千991万5千円に定めようとするものでございます。

歳入につきましては、繰入金61万2千円の増額でございます。

歳出につきましては、保険給付費2万5千円の増額、保険事業費95万1千円の減額、基金積立金153万8千円の増額でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第68号、令和4年度天城町介護保険事業特別会計予算補正（第4号）について、その提案理由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、歳入歳出予算に、それぞれ314万3千円を追加し、予算総額を9億1千76万5千円に定めようとするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金1万7千円の増額、繰入金83万4千円の増額、諸収入が229万2千円の増額でございます。

歳出につきましては、保険給付費1万7千円の増額、諸支出金が312万6千円の増額でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第69号、令和4年度天城町徳之島ダム小水力発電特別会計予算補正（第



3号)について、その提案理由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ1千800万円を追加し、予算総額を7千105万3千円に定めようとするものでございます。

主な項目について、ご説明申し上げます。

歳入につきましては、売電収入で1千800万円の増額となっております。

歳出につきましては、需用費及び積立金の増額により総額1千800万円の増額となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

**○議長（柏井 洋一議員）**

これから質疑を行います。各会計名とページ数を述べてから質疑をしていただきますようお願いいたします。

質疑はありませんか。

**○7番（久田 高志議員）**

それでは、質疑をいたします。一般会計、先ほど質問でも少し触れました、あまぎ自然と伝統文化体験館整備事業、まあ闘牛場ですよ。5千850万円、委託料と工事請負費、多額の補正予算だと思っておりますけど、こういったものは、どういった目的なのか、いつ思いついたことなのか、いつ頃から計画されていたのか。5千850万円ですので、まずそこから尋ねてみたいと思います。

**○建設課長（宮山 浩君）**

お答えいたします。

体験館につきましては、杭工事を発注して、昨年度の予算残、繰越予算で杭工事を発注しております。その予算残も少しございますが、今年度当初で1億円の工事費がありまして、計画では、今年度、実際2億6千万円程度が建設課としては希望ではありましたので、なるべくその今年度の予算でできるところまでやりたいと、キリのいいところ、1階の躯体程度までですかの工事費を概算で計算しまして、1億5千万円程度は何とか工事をさせていただきたいということで、工区割になりますけども、お願いを財政の方にしてございました。ということで、今その起債の申請が通ったということございまして、今回、今年度目標にしていた工区割で工事が発注できる見込みになる計画になりました。

今年度目標していた金額に届かない分は、また新年度、事業要望を観光課のほうからかけていただいているところでございます。

**○7番（久田 高志議員）**

今の説明だと、最終的に総額は変わらないという認識でよろしいでしょうか。

○建設課長（宮山 浩君）

9月議会でお答えしたとおりの金額で、今のところは、まだ変わっておりません。

○7番（久田 高志議員）

この起債の計画も、当初の予定どおりということではよろしいでしょうか。

○企画財政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

この過疎債につきましては、1次要望と2次要望というのがございます。1次要望は、ちょっと定かではありませんが、6月頃に要望いたします。そこにおいて、県のほうから、例えば、3億円要望しました。そうすると大体2億5千万円ぐらいの配分で、1次の配当配分が来ます。それを踏まえて、また2次要望が11月頃あります。そこに、今回、前回ちょっと落ちた分と、また今回のこの5千800万円、これを2次要望を出したところでは、それで県の回答では、内事ではありますけども、ほぼ間違いないだろうということで回答を受けております。

○7番（久田 高志議員）

起債のこの計画、要は、この9月議会で答えた数字、そして、こういったものが配布されている、この数字で問題ないということですかと、そこを確認しているんです。

○企画財政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

9月にお示ししたその財源、きっちりそのとおりになるわけではないと思っております。その国庫補助金につきましても、単年度単年度で要求していくということにしておりますので、若干、この6年度、7年度までの間で、その交付金の額も満額頂けるかどうかは分かりません。そういった意味では、その財源内訳については若干の変動はあるということでございます。

○7番（久田 高志議員）

その若干が、どのぐらいの若干か、私の脳味噌ではちょっと分からないんですけども。要は、総体的な、総額的なものは動かないという認識でいいかという確認をしているんですよ。起債も4億1千万円程度から増えないということではよろしいんですか。

○企画財政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

先ほどの答弁の繰り返しになります。当然ながら、総事業費に占める、その明確な国庫補助金、県補助金、そして起債、また一般財源、こういった数字は、今後、変動はあり得るということでございます。

○7番（久田 高志議員）

まあそういったところもしっかり説明して、選挙で取り組んでいただきたかったですね。そういった上で、選挙の結果がイコールであれば、承認を得たと、町民の承認を得たという結果にもなり得るんですけども、結局、曖昧なまま、幾らかかるか分からない、幾ら補助があるかも分からない、幾ら借りるかも分からない、結局、行き当たりばったりで、こんな大きな額を簡単に借りたり動かしたり、もう少し慎重に進めるべきであり、やはりいろいろな数字の変動が生じるようであれば、これは町長を応援した方の中からも、やはりこの闘牛場、伝統文化体験館については、やっぱりちゃんとアンケートでも取ってほしいとかいう声も届いておりますので。

正直、この金額で変動がなければ、とやかく言うつもりはもうございませんし、こういったチラシも配布されているわけですので、そこからの変動が生じるようであれば、やはり一度アンケート等を取って、杭はもう発注してあります。杭は今、再利用もできるような状況ですので、しばらくの間ぐらいいは土に埋めておくことも可能です。

やはりこういった金額が正確ではない以上、そういったこともしていただきたいと要請しておきます。

○議長（柏井 洋一議員）

ほかに質疑はありませんか。

○4番（奥 好生議員）

小さいことなんですけども、給与のところなんですけども、当初予算からずっと副町長の給与が、そのまま補正で落とされていないと思っているんですけども、せめて9ヶ月分ぐらいいは財調の基金辺りにでも入れて、補正しておいたほうがいいのかと思うんですけども。

○総務課長補佐（宇都 克俊君）

お答えいたします。

すみません。例年、3月のほうで調整をしておりましたが、早い段階で、その見込みが分かれば、落とすことが適正であったと思います。今後は、そういった形で処理をしたいと思います。

○議長（柏井 洋一議員）

ほかに質疑はありませんか。

○13番（平山 栄助議員）

一般会計の24ページ、多面的支払交付金が500万円余り増、それとその下の徳之島ダム測定器購入200万円となっておりますが、この中身、どういったのを

購入されるのか、購入したときに、どの業者から購入されるのか、そこら辺をちょっと説明してもらえますかね。

○農地整備課長（大久 明浩君）

まず、ページ24ページ、多面的支払交付金のほうです。当初、申請した額が1千733万4千円として申請をしておりましたが、当初63%の1千87万4千円という額が来ておりました。その後、交付決定、追加交付として92%、29%の増額分が来ておりますので、その分が増額となっております。

この下のほう、基幹水利施設管理事業費ですが、監査廊のほう、堤体の下のほうなんです、そこに水の染み出てくる観測をする機器がございます。これが長年使用しておりますと劣化してきまして観測のほうが不具合が生じているということもありまして、この部分の取替えと、あと第3警報局、一番下のほうになるんですが、その操作ができなくなっているということでありましたので、ここについて、今から発注をしていく予定であります。

以上です。

○13番（平山 栄助議員）

そうしたら、この多面的支払交付金は、まだ今から幾らかあるということですよ、92%。それと、その測定器は3町で出すんじゃないの。天城町だけが出すわけね。

○農地整備課長（大久 明浩君）

基幹水利事業費は、100%国のほうから予算が出ますので、町の持ちはございません。多面的機能支払交付金については、今現在1千87万4千円が交付されたわけですが、今回そこに29%プラスされた分で1千594万7千200円という額が入ってきておりますので、ここら辺を、また広域の中で協議をし、個々の組織のほうで、次年度以降、取扱いをしていくのであれば、そこら辺は広域の中で協議をしていきたいと思っております。

これは、長寿命化のみの額の増額になりますので、従来の水路の泥上げ、あと仮払い、そこら辺と、あと施設の資源向上として一部、10a当たり1千80円交付がされていたわけですが、この分は、もう100%ついておりますので、今回の補正分は長寿命化の事業分となります。

○13番（平山 栄助議員）

28ページ、8の土木費の中の、これ議会運営委員会でもちょっと聞いたんですけど、本工事費が2千600万円減になっておりますよね、この説明と、その下、目の6樟南二高の女子寮の建設、これちょっと詳しく、どこら辺にどういった規模のを造るのか、何名ぐらい入所、まあ入所って、寮に、そういった、ちょっと詳し

く説明してもらえますかね。

○建設課長（宮山 浩君）

お答えいたします。

28ページの目の3木造住宅建設事業費の工事費2千600万円という大きな額を減額させていただいております。議会運営委員会のほうからも、口頭で執行部のほうに注意がありまして、この当初予算を作成した段階においても、建設経済委員会の当初予算の審査において指摘を受け、お謝りをしたところでございます。

この件につきましては、当初、2棟2戸で計上するものを、誤って、4棟4戸で予算を、工事費の分だけですが、間違っで計上しておりました。これは、工事費が定まった後に減額補正をさせていただくという、その当時、いや、その議会でも陳謝して当初予算を通させていただきました。本当にあってはならない大事な予算です。これも起債事業でございましたが、起債の額を大幅に余計に、うちの建設課の事業で見えておまして、大変申し訳なく謝りたいと思っております。

次に、樟南第二のほうは……

○企画財政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

樟南第二高校の女子寮でございますが、以前から議会の場でも女子寮の建設に向けてやっていきたいと、推進していきたいという話がございました。いろいろこちらのほうで、いろいろな補助事業等を勘案してきたんですが、なかなか私立高校に対する寮の設置という補助事業が見つかりませんでした。

そういう中で、また町長からも、樟南二高側に対して、女子寮を造りたいんだがというのを以前からおっしゃってました。そういう中で、いよいよいろんな事業を模索した中でありませんでしたが、そういう中でも町単独でも造っていけないかということでございます。そのために、今、基本設計業務委託を組んで、まずは、基本計画、基本設計を作りたいということでもあります。

樟南二高とも何度か協議をいたしてまいりました。その中で、学生寮につきましては、学生が10人は確保したいという思いで、学生分で10部屋、あと寮監部屋、こういったものも計画いたしております。

今、敷地につきましては、武道館がございまして、武道館の東側に、以前、町営住宅が建っていた場所、あそこのスペースが活用できるということでございますので、あそこに木造の女子寮を建築したいという思いで今進めております。

それで、樟南二高ともいろいろ協議してきまして、令和6年の4月の入学生から受入れができるような形で、今進めようとしているところでございます。

○13番（平山 栄助議員）

一点だけ。町の単独予算で造るということですよ。例えば、離島の中で、私立がそんなにないと思うんですが、奄振予算辺りで何とか絡めていけなかったんですかね。そういう動きはしました。

○企画財政課長（福 健吉郎君）

奄振予算も検討したんですが、今現在、奄振予算、天城町からの要望として、体験館であったり、いろいろ大きい事業を要望しているところがございます。そういう中で、なかなかこの女子寮について、なかなか本申請、本要望できなかったというところがございます。

今後、先ほど補助事業が見当たらなかったというお話をしましたが、ちょっと短い期間の中で、いろいろその県産材を使った事業、こういったものが取り込めないかとか、いろいろ検討していきたいというふうに考えております。

○13番（平山 栄助議員）

大体の総事業費は、どれくらい見込んでいます。大体でいいですけど。

○企画財政課長（福 健吉郎君）

今、大体1億5千万円くらいかなというふうに見込んでいるところです。

○議長（柏井 洋一議員）

ほかに質疑ありませんか。

○8番（秋田 浩平議員）

誰も聞いて言わないから、私、最後のあれですけども、一言聞いてみたいです。

27ページの地方改善施設整備事業費本工事費が863万7千円減額です。これと徳之島ダムの歳出の、これは何ページかな、6ページ、7ページか、ダムの維持管理費の中の修繕料で690万円、この2つの説明をお願いします。

○建設課長（宮山 浩君）

お答えいたします。

27ページ、目9地方改善施設整備事業費853万7千円の減額でございます。主に工事費でございまして、2路線、昨年度、県のほうを通じて国に要望しておりましたが、内定が1路線だけでしたので、1路線分、半分減額ということになります。

9ページの歳入のほうでも、それに見合う国費の減額の予算をつけております。

○農地整備課長（大久 明浩君）

小水力特別会計のほうになるんですが、690万円、修繕料で上げてあります。ダムのほう、行かれてみたら分かると思うんですが、あの周りにフェンスを、フェンスがもう全部危険な状態になっておまして、ここが結構な額、かかりそうです。見積りをとりましたら、368万円と。

あとほかに取水装置の圧力計、ここら辺が不具合を生じていると。今、水位計とか通信機器、あと取水装置の圧力計、あと操作端末装置、ここら辺が、修繕が必要であるという結果が出ておりますので、ここの修繕部分で690万円計上させていただきます。

売電収入のほうも、大分上がっておりまして、当初4千200万円を予定しておりましたが、今現時点で6千万円を超えておりますので、ここら辺、修繕にもう充てていかないと管理上厳しいのかなと考えているところです。

○議長（柏井 洋一議員）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

これで質疑を終わります。

これから、議案第66号、令和4年度天城町一般会計予算補正（第6号）について討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第66号、令和4年度天城町一般会計予算補正（第6号）について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第67号、令和4年度天城町国民健康保険事業特別会計予算補正（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第67号、令和4年度天城町国民健康保険事業特別会計予算補正（第3号）について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第68号、令和4年度天城町介護保険事業特別会計予算補正（第4号）について討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

討論なしと認めます。

これから議案第68号、令和4年度天城町介護保険事業特別会計予算補正（第4号）について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第69号、令和4年度天城町徳之島ダム小水力発電特別会計予算補正（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

討論なしと認めます。

これから議案第69号、令和4年度天城町徳之島ダム小水力発電特別会計予算補正（第3号）について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第10 議案第70号 令和4年度天城町水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（柏井 洋一議員）

日程第10、議案第70号、令和4年度天城町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

それでは、議案第70号、令和4年度天城町水道事業会計補正予算（第3号）について、その提案理由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、営業費用の光熱水費210万円、旅費19万円、修繕費



15万円、負担金26万円を増額し、手数料40万円、薬品費50万円、備用品費120万円を減額し、水道事業費用を総額2億476万1千円に定めようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（柏井 洋一議員）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○4番（奥 好生議員）

私、複式簿記はあまり詳しくはございませんけども、他の市町村の水道事業会計を見ても、補正のたびにキャッシュフロー計算書、あるいは損益計算書がつけられているんですね。今回の補正では、全く一般会計と同じような単式簿記の形だけしか補正の資料がつけられていないんですけども、ここでお尋ねしますけどもね、営業費用が60万円増額しています。そうしますと、当初予算の当年度純利益が4千889万5千364円なんですけども、営業費用が60万円増えたときに、この営業利益は幾らになるんでしょうか。

○水道課長（野村 秀行君）

お答えいたします。

今回の補正第3号の中で、総係費で60万円増額の補正をいたしております。この部分につきましては、3月の決算期において剰余金の中で調整のほうを図っていきたく、そういうふう考えております。

○4番（奥 好生議員）

ほかの市町村は補正があれば必ずどこかで動くわけですよ。違いますか。その説明が、今回の補正でされていないわけですよ。一般会計と同じことですよ。一般会計で歳出が増えますと歳人も増えるんじゃないですか。歳人もどこかで増やすわけですよ、なぜ今回しなかったのかということですよ。

○水道課長（野村 秀行君）

お答えをいたします。

私ども公営企業会計において、歳入の分は、一般会計からの繰入金を入れて調整をしております。ですので、歳入の増額補正というのはございません。ですので、3月の決算期の剰余金の中で、その分の60万円は調整をいたしたいとそういうふう考えております。

○4番（奥 好生議員）

複式簿記の中身を、あまり勉強されていないようなんですけども、最終の決算で動かすものではないんですよ、企業会計というのは。補正をするたびに、どこかで動くわけなんですよ。その意味を、ちょっと理解していないようなんですけども。

剰余金、剰余金と言っていますが、ほかの市町村、見てくださいよ。営業費用が増えますと、純利益、その他どっかで動いているわけなんですよ、数字が。それは単純なことですよ、それは。今回、もう答弁要らないですから、次回のときにきちんと説明するようにしてくださいね。

○議長（柏井 洋一議員）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第70号、令和4年度天城町水道事業会計補正予算（第3号）について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### △ 日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査について

○議長（柏井 洋一議員）

日程第11、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります本会議の会期日程と議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

## △ 日程第 1 2 各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査について

### ○議長（柏井 洋一議員）

日程第 1 2、各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査についてを議題とします。

各常任委員長から、会議規則第 7 5 条の規定により、お手元に配付してあります所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

### ○議長（柏井 洋一議員）

異議なしと認めます。よって、各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本定例会で付された事件は、全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和 4 年第 4 回天城町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉会 午後 2 時 5 2 分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

天城町議会議長 柏井 洋一議員

天城町議会議員 上岡 義茂議員

天城町議会議員 武田 正光議員

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

天城町議会議長

天城町議会議員

天城町議会議員